

(案)

**第4次札幌市犯罪のない
安全で安心なまちづくり等基本計画**

令和6年6月7日時点

はじめに（後から書く）

目次（最後に作成）

第1章 計画の策定にあたって	●
1 計画策定の趣旨	●
2 安全で安心なまちづくりが対象とする犯罪	●
3 基本的な考え方	●
(1) 安全で安心なまちづくり	●
(2) 犯罪被害者等支援	●
4 計画の期間	●
5 計画の位置付け	●
第2章 犯罪の現状と課題	●
1 犯罪の状況	●
(1) 刑法犯認知件数等の推移（全国と札幌市）	●
(2) 包括罪種別認知件数の推移	●
(3) 子どもの犯罪被害状況	●
(4) 女性の犯罪被害状況	●
(5) 高齢者の犯罪被害状況	●
(6) 特殊詐欺被害状況	●
2 市民意識の実態	●
(1) インターネットアンケートの概要	●
(2) インターネットアンケートの回答結果	●
3 第3次計画の検証	●
(1) 成果指標の達成状況	●
(2) 重点テーマの達成状況	●
(3) 各基本方針の主な取組結果	●
4 第3次計画の総括と方向性	●
第3章 計画の構成	●
1 基本目標	●

2 基本方針と基本施策	●
(1) 基本方針1 自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める	●
(2) 基本方針2 みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる	●
(3) 基本方針3 犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める	●
(4) 基本方針4 犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援する	●
3 重点テーマ	●
4 成果指標	●
第4章 計画体系と取組	●
1 計画体系	●
2 基本施策ごとの主な取組	●
(1) 基本方針1 自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める	●
(2) 基本方針2 みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる	●
(3) 基本方針3 犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める	●
(4) 基本方針4 犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援する	●
第5章 計画の推進	●

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

市民共通の願いである安全に安心して暮らせるまちの実現に向けて、犯罪を防止するための活動や犯罪の防止に配慮した環境の整備など、犯罪を誘発する機会を減らすための取組（以下「安全で安心なまちづくり」といいます。）を行うとともに、不幸にして犯罪被害にあった市民に対して、その心情や置かれた状況に配慮した支援を進めていくために、平成21年（2009年）4月1日に「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例（平成21年条例第17号。以下「安全・安心条例」といいます。）」を施行しました。

安全・安心条例第7条の規定において、「市長は、安全で安心なまちづくり及び犯罪被害者等に対する支援を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画を策定するものとする。」と定められていることから、当該規定に基づき平成22年（2010年）3月に「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画」を、平成27年（2015年）3月に「第2次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画（以下「第2次計画」といいます。）」を、令和2年（2020年）5月に「第3次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画（以下「第3次計画」といいます。）」をそれぞれ策定しました。

第3次計画の計画期間は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間であることから、令和7年度（2025年度）以降においても、安全・安心条例の趣旨や、「札幌市犯罪被害者等支援条例（令和7年条例第●号。以下「犯罪被害者等支援条例」といいます。）」の趣旨を踏まえ、安全で安心なまちづくり等を総合的かつ計画的に推進していくため、新たに「第4次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画」を策定するものです。

2 安全で安心なまちづくりが対象とする犯罪

本計画では、安全で安心なまちづくりによって効果的に防止することができる日常生活の身近なところで発生する犯罪（声かけやつきまとい等の子どもに係る事案などを含む。）、例えば自転車盗や空き巣などの窃盗犯、特殊詐欺などの知能犯、公然わいせつななどの風俗犯を主な対象とし、その未然防止に向けた取組を進めていきます。

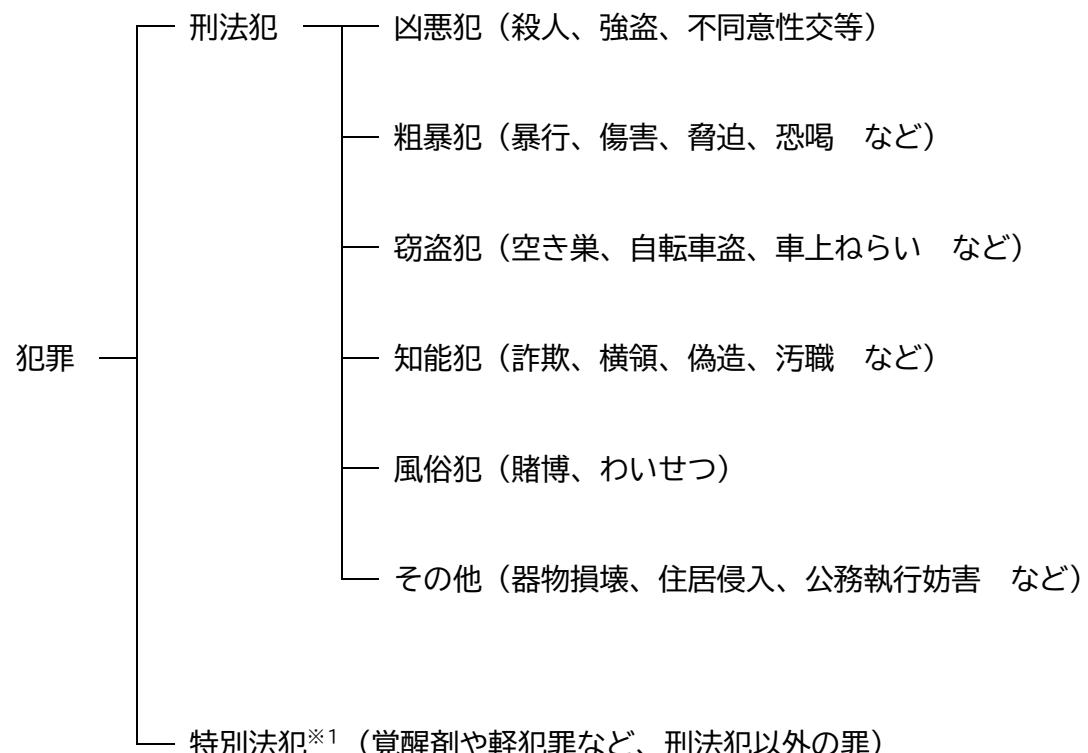
また、生活経済事犯である消費者問題、児童虐待、ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」といいます。）などは、次に掲げる各分野の計画などに基づき対策が進められ

ていますが、犯罪に至ることもあることから、本計画においてこれらの対策を関連する取組として位置付けます。

<主な関連計画>

- ・第4次消費者基本計画
- ・第2次札幌市児童相談体制強化プラン
- ・第5次男女共同参画さっぽろプラン など

<犯罪の分類>



※1 特別法犯

「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」に規定する罪などの道路上の交通関係事犯について、広義には「特別法犯」に含まれるが、本計画の安全で安心なまちづくりにおいては、「特別法犯」から除外される

3 基本的な考え方

(1) 安全で安心なまちづくり

犯罪を防止していくための手法には、様々な考え方がありますが、安全・安心条例においては、「安全で安心なまちづくり」を「犯罪を誘発する機会を減らすための取組」と定義しています。

「犯罪を誘発する機会」とは、照明がなく暗い、周囲に人がおらず誰も見ていない、遮蔽物があり見通しが悪い、犯罪行為の対象となる人がその犯罪による被害に遭わないための知識がないなど、犯罪をしようとする人が犯罪を行いやすいと感じる状況や環境を指します。刑法犯認知件数^{※2}の大部分を占める窃盗犯などは、こうした機会に乗じて遂行される場合が多いと考えられます。

「犯罪を誘発する機会」を減らすためには、玄関の施錠や防犯グッズの活用などの自らの安全を確保するための防犯対策、子どもの見守りや防犯パトロールなどの地域の安全を守るための活動、道路・公園の見通しや明るさの確保などの防犯に配慮した環境の整備を行うことが有効であると考えられており、これらの取組は、市民の日常の活動やまちづくりとして行うことができるものとなっています。

このように市民の日常の活動やまちづくりの中で「犯罪を誘発する機会」を減らしていけば、多くの犯罪は効果的に防止することができます。

そうしたことから、市民、事業者、札幌市が相互に連携・協力して「犯罪を誘発する機会を減らすための取組」を推進することにより、安全に安心して暮らせるまちの実現を目指すこととしています。

なお、安全に安心して暮らせるまちの実現に向けては、交通安全などの他の分野も数多くありますが、安全・安心条例では、こうした他の分野との連携に努めることとされています。

(2) 犯罪被害者等支援

犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）において、犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が置かれている状況に応じて適切に行われる必要があり、また、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、途切れることなく受けることができるようにする必要があること等が基本理念として示されています。

さらに、同法において、地方公共団体は、犯罪被害者等支援に関し、国との役割分担

※2 認知件数
警察において発生を認知した事件の数

を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定し、これを実施する責務を有すると
いうことが明らかにされています。

札幌市では、これまで、安全・安心条例において犯罪被害者等の支援に関する事項を定め、施策を進めてきたところですが、令和7年（2025年）4月に新たに、犯罪被害者等の支援に特化した、犯罪被害者等支援条例を制定しました。

本条例では、犯罪被害者等基本法の基本理念にのっとり、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、基本的施策等を定めることにより、犯罪被害者等の権利利益の保護を図り、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的としています。

なお、犯罪被害者等基本法と同様、本条例においても、「犯罪被害者等」とは、「犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族」と定義しており、加害者の別、害を被ることとなった犯罪等の種別、故意犯・過失犯の別、事件の起訴・不起訴の別、解決・未解決の別、犯罪被害者等の国籍の別、犯罪等を受けた場所その他による限定はせずに支援の対象としています。そのため、個別具体的な施策の対象者については、その施策ごとに適切に設定していくこととしています。

4 計画の期間

令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とします。

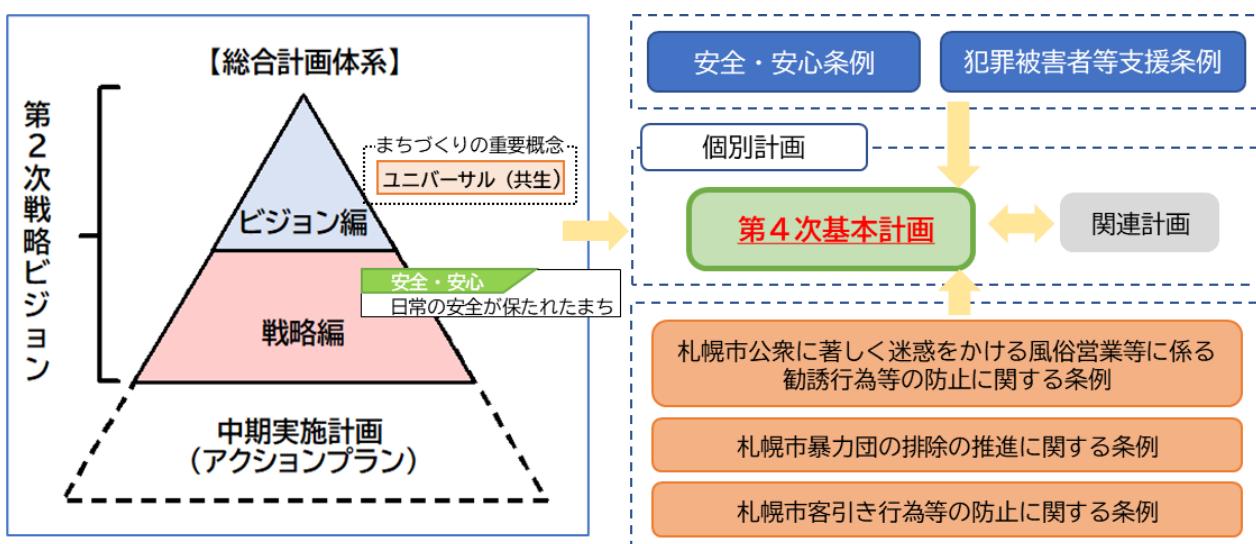
なお、期間中に関係法令の改正や犯罪情勢などに大きな変化があった場合は、必要に応じて見直しを行います。

5 計画の位置付け

本計画は、札幌市のまちづくりの計画体系において、「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン（以下「第2次戦略ビジョン」といいます。）」の基本的な方向に沿って策定する各分野の個別計画に位置付けられます。

第2次戦略ビジョン（ビジョン編）では、まちづくりの重要概念として「ユニバーサル（共生）」を位置付け、年齢、性別、国籍、民族、障がいの有無等を問わず「誰もが互いのその個性や能力を認め合い、多様性が強みとなる社会」の実現に向けた取組を進めています。本計画では、犯罪被害者等支援などの分野において、「ユニバーサル（共生）」の視点を踏まえた取組の推進を図っていきます。

また、誰一人取り残さない持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）の理念を踏まえ、本計画の推進に取り組んでいきます。



第2章 犯罪の現状と課題

1 犯罪の状況

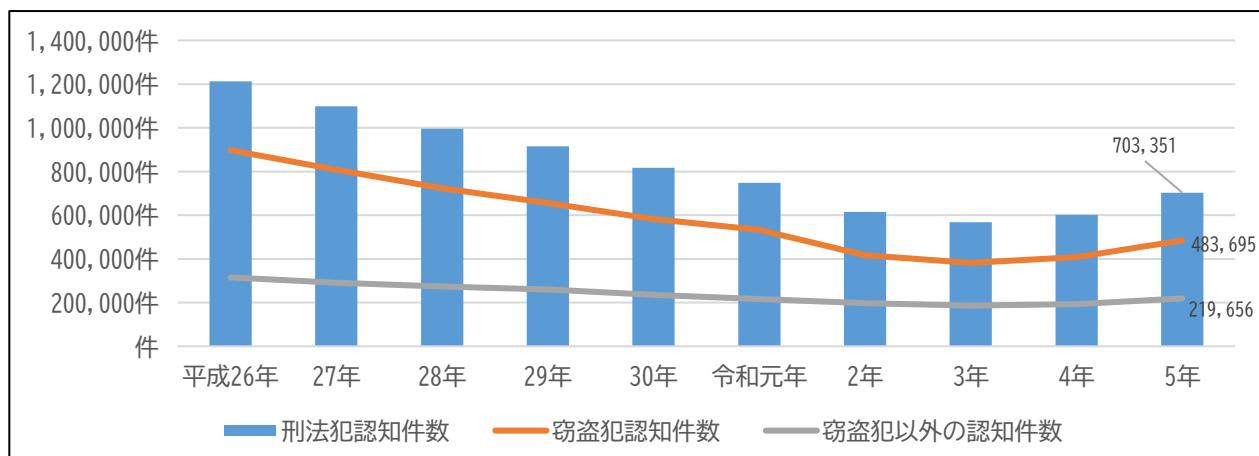
(1) 刑法犯認知件数等の推移（全国と札幌市）

令和5年（2023年）の全国における刑法犯認知件数は、703,351件と平成14年（2002年）をピークに減少していましたが、令和4年（2022年）から増加に転じました。

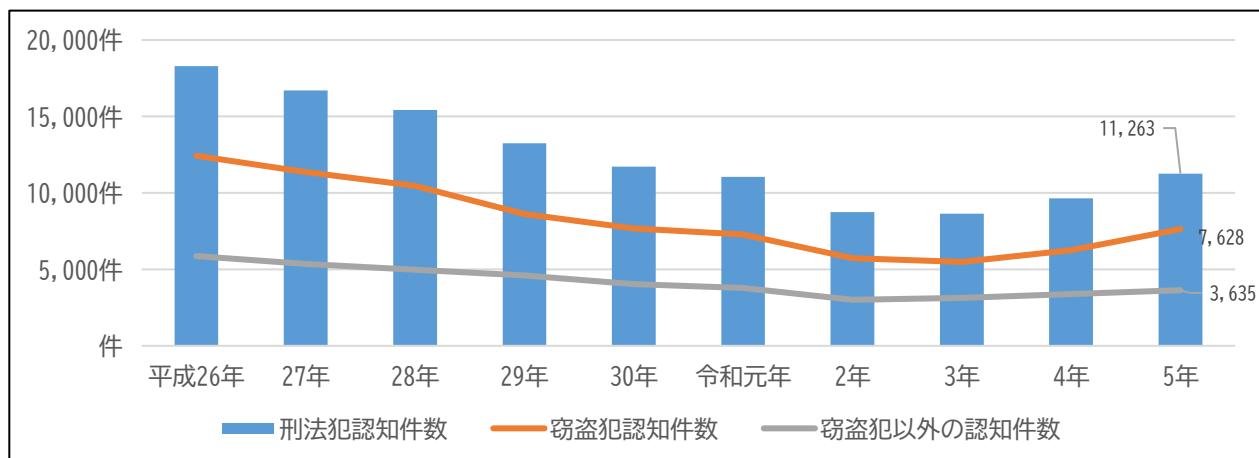
この傾向は札幌市においても同様で、札幌市における令和5年（2023年）の刑法犯認知件数は11,263件と、平成13年（2001年）をピークに減少が続き、令和4年（2022年）から増加に転じました。平成13年（2001年）のピーク時と比較すると、刑法犯認知件数は約7割減少しています。

※本章における各種犯罪統計は北海道警察の提供による

（図1）全国の刑法犯認知件数



（図2）札幌市の刑法犯認知件数



(2) 包括罪種^{※3}別認知件数の推移

令和5年（2023年）における札幌市の包括罪種別認知件数は、窃盗犯が全刑法犯の67.7%を占めています。また前年と比較して、知能犯以外の刑法犯が増加しています。

窃盗犯の主な手口は自転車盗であり、約9割を占めています。また、粗暴犯では暴行が、風俗犯では強制わいせつが増加傾向にあります。

(表1) 札幌市の包括罪別認知件数

(単位：件)

罪種	平成 26年	27年	28年	29年	30年	令和 元年	2年	3年	4年	5年
窃盗犯	12,427	11,351	10,451	8,628	7,686	7,273	5,734	5,489	6,258	7,628
凶悪犯	88	69	77	68	69	45	51	57	71	92
粗暴犯	1,014	925	1,079	1,278	1,248	1,190	968	1,103	1,381	1,551
知能犯	506	514	414	441	375	407	329	377	481	380
風俗犯	503	564	453	479	391	355	284	225	219	255
その他	3,757	3,279	2,948	2,343	1,949	1,777	1,378	1,382	1,240	1,357
合計	18,295	16,702	15,422	13,237	11,718	11,047	8,744	8,633	9,650	11,263

(表2) 窃盗犯の手口別認知件数

(単位：件)

罪種	平成 26年	27年	28年	29年	30年	令和 元年	2年	3年	4年	5年
侵入盗	1,225	1,708	1,348	884	647	666	495	300	339	289
ひったくり	33	23	16	19	14	10	4	4	9	8
車上ねらい	1,113	551	1,002	729	601	418	207	190	201	199
自転車盗	4,256	3,961	3,095	2,693	2,406	2,371	1,800	1,688	2,602	3,365
その他	5,800	5,108	4,990	4,303	4,018	3,808	3,228	3,307	3,107	3,767

※3 包括罪種

刑法犯を罪種の類似性などから、凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、知能犯、風俗犯、その他の6種類に分類したもの

(表3) 粗暴犯の手口別認知件数

(単位：件)

罪種	平成 26年	27年	28年	29年	30年	令和 元年	2年	3年	4年	5年
凶器準備集合	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
暴行	571	510	605	808	842	784	615	736	899	980
傷害	360	353	392	400	338	331	288	290	386	443
脅迫	42	44	58	56	55	57	52	64	79	95
恐喝	40	18	24	14	13	18	13	13	17	33

(表4) 風俗犯の手口別認知件数

(単位：件)

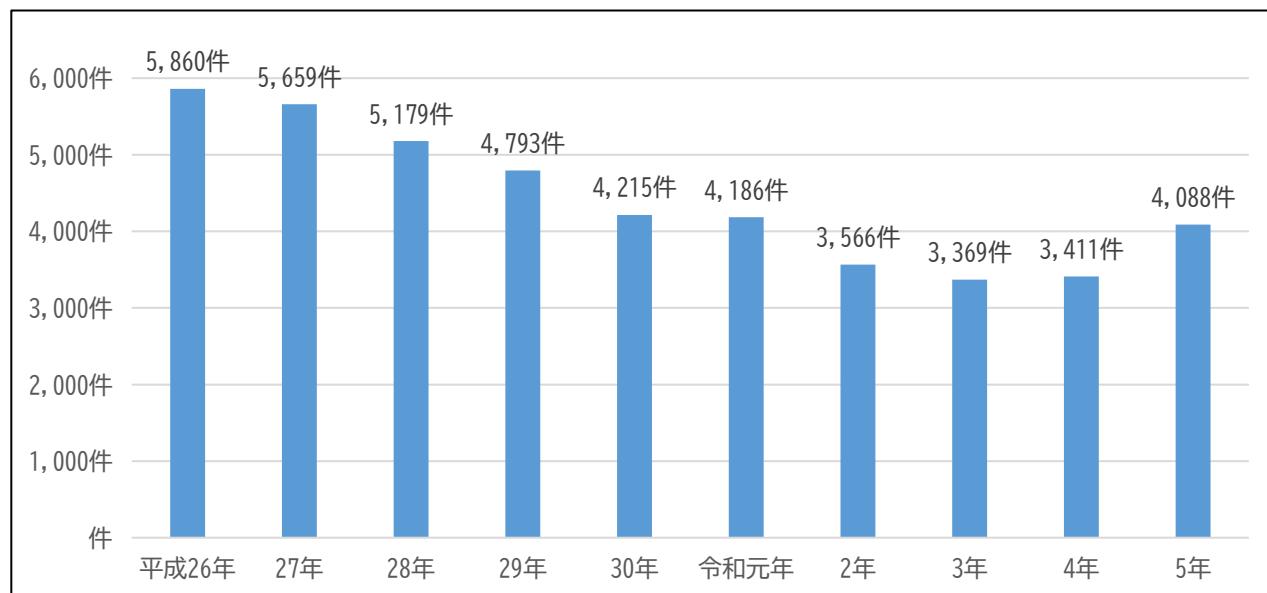
罪種	平成 26年	27年	28年	29年	30年	令和 元年	2年	3年	4年	5年
賭博	4	0	0	0	0	0	2	0	0	0
不同意わいせつ	115	150	99	87	74	70	79	74	69	85
公然わいせつ ・頒布等	384	414	354	392	317	285	203	151	150	123

(3) 子どもの犯罪被害状況^(注)

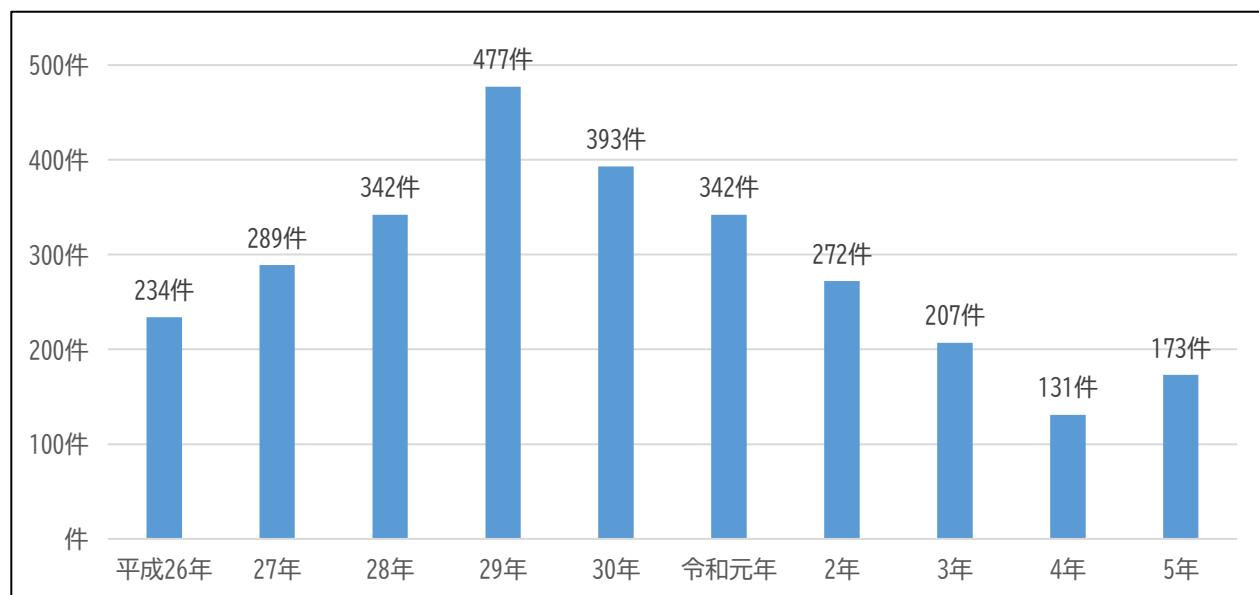
札幌市における子どもの被害件数についても刑法犯認知件数と同様に減少していましたが、令和4年（2022年）から増加に転じました。

（注） 刑法の改正により、令和5年（2023年）7月から「子ども」の定義を13歳未満から16歳未満に変更

（図3）子どもの犯罪被害状況



（図4）子どもの前兆事案^{※4}状況



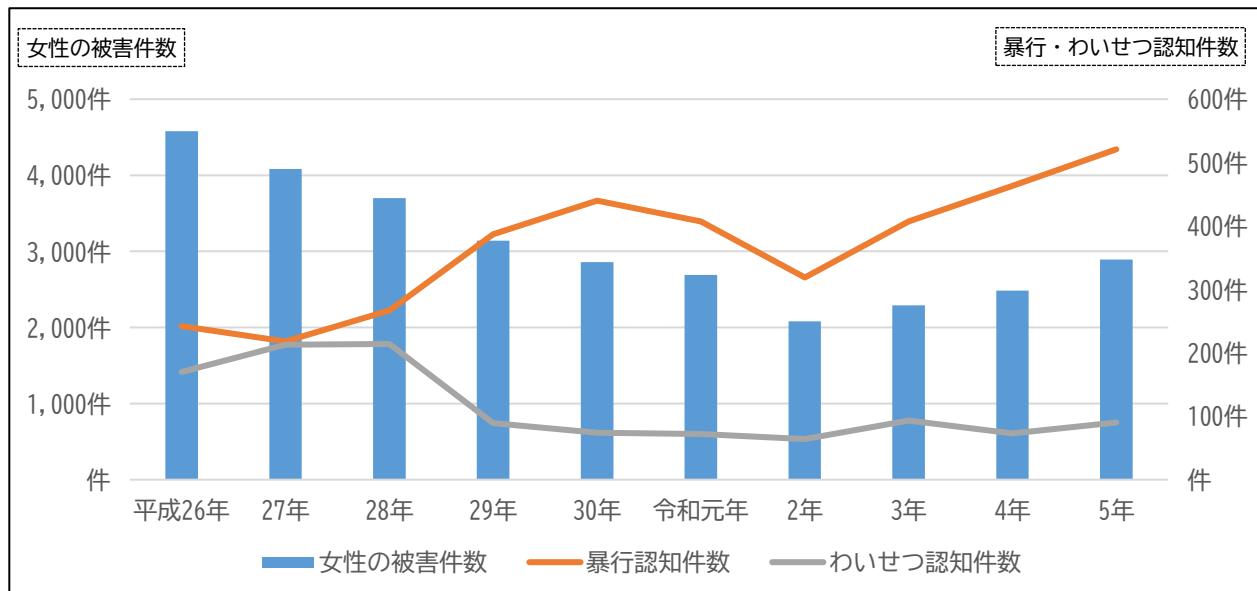
※4 前兆事案

凶悪犯罪や性犯罪などの前兆とみられる「声かけ」、「つきまとい」などの行為のこと

(4) 女性の犯罪被害状況

札幌市における女性の被害件数についても刑法犯認知件数と同様に減少していましたが、令和3年（2021年）から増加に転じました。わいせつ被害は横ばいで推移していますが、暴行被害が増加傾向となっています。

(図5) 女性の犯罪被害状況



(表4) 女性の犯罪被害状況

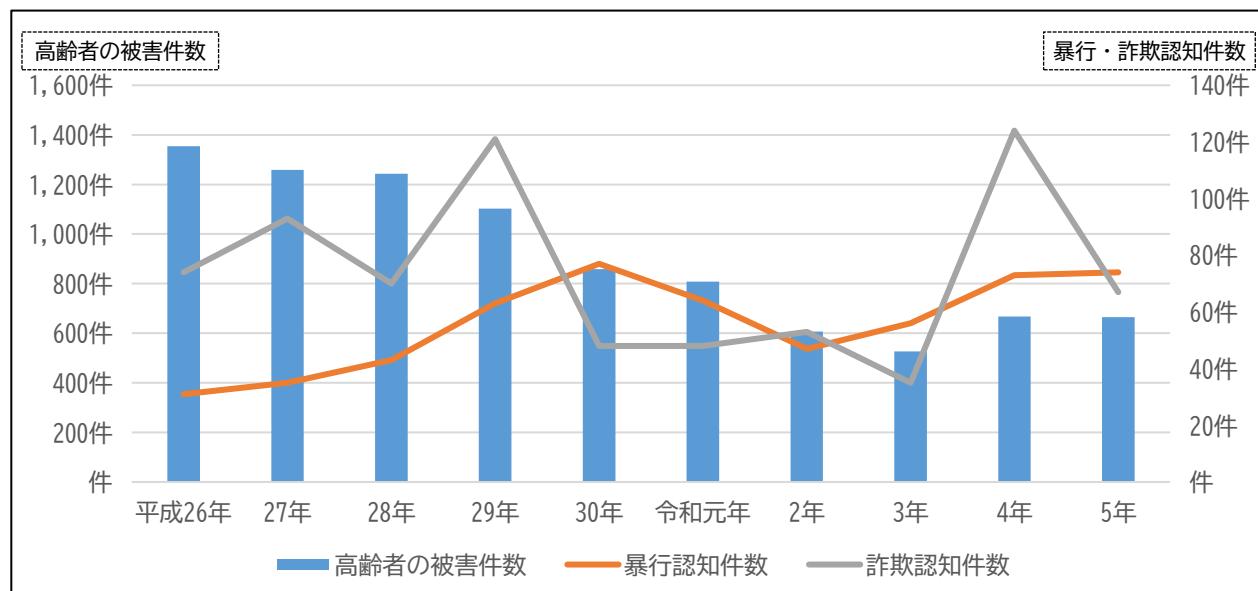
(単位：件)

罪種	平成 26年	27年	28年	29年	30年	令和 元年	2年	3年	4年	5年
被害件数	4,581	4,085	3,700	3,140	2,859	2,690	2,079	2,289	2,486	2,892
暴行	242	218	267	387	440	407	319	407	463	521
わいせつ	170	213	214	89	74	72	64	93	73	90

(5) 高齢者の犯罪被害状況

札幌市における高齢者の被害件数についても刑法犯認知件数と同様に減少していましたが、令和4年（2022年）から増加に転じました。暴行被害が増加傾向となっているほか、詐欺被害が令和4年（2022年）に急増しています。

(図6) 高齢者の被害状況



(表5) 高齢者の犯罪被害状況

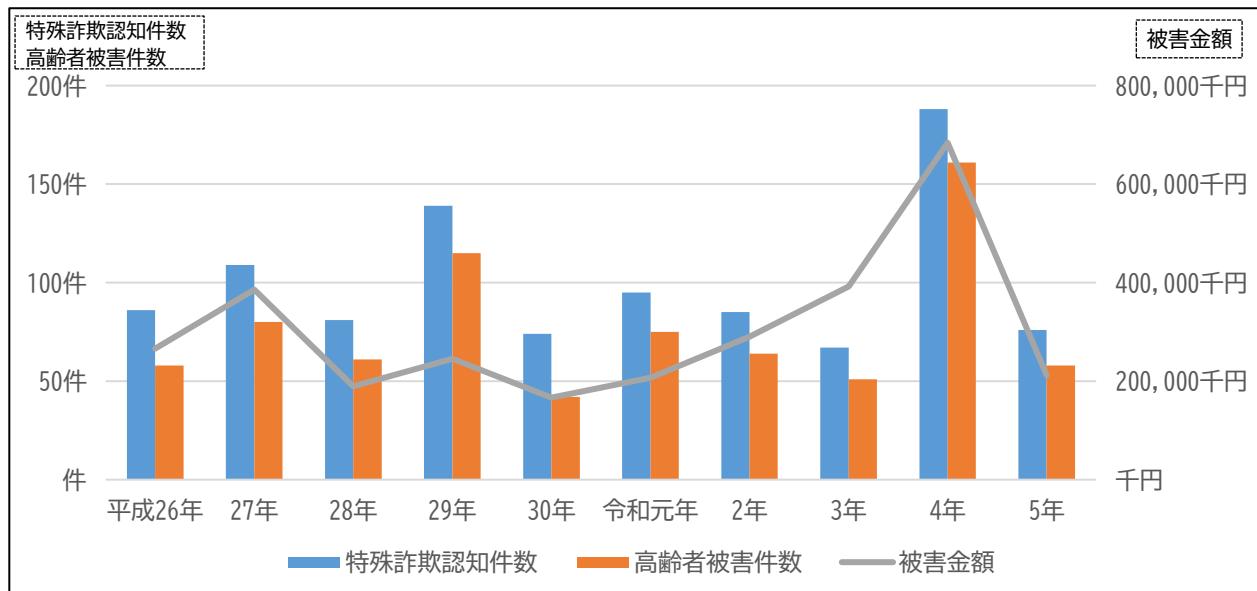
(単位：件)

罪種	平成 26年	27年	28年	29年	30年	令和 元年	2年	3年	4年	5年
被害件数	1,354	1,259	1,243	1,103	859	808	607	527	667	665
暴行	31	35	43	63	77	64	47	56	73	74
詐欺	74	93	70	121	48	48	53	35	124	67

(6) 特殊詐欺^{※5}被害状況

札幌市における特殊詐欺被害は、年間80件程度で推移しており、認知件数のうち約70～80%の被害が高齢者となっています。令和4年（2022年）が認知件数、被害金額ともに最も多く、認知件数が188件、被害金額が約6億8,000万円でした。

(図7) 特殊詐欺の被害状況



(表6) 特殊詐欺被害の認知件数

(単位：件)

罪種	平成 26年	27年	28年	29年	30年	令和 元年	2年	3年	4年	5年
被害件数	86	109	81	139	74	95	85	67	188	76
高齢者 被害件数	58	80	61	115	42	75	64	51	161	58

(表7) 特殊詐欺被害の被害額

(単位：千円)

罪種	平成 26年	27年	28年	29年	30年	令和 元年	2年	3年	4年	5年
被害額	266,359	385,922	189,327	245,258	166,588	207,198	290,063	392,342	684,023	212,084

※5 特殊詐欺

被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝及び隙を見てキャッシュカード等を窃取する窃盗を含む。）の総称

2 市民意識の実態

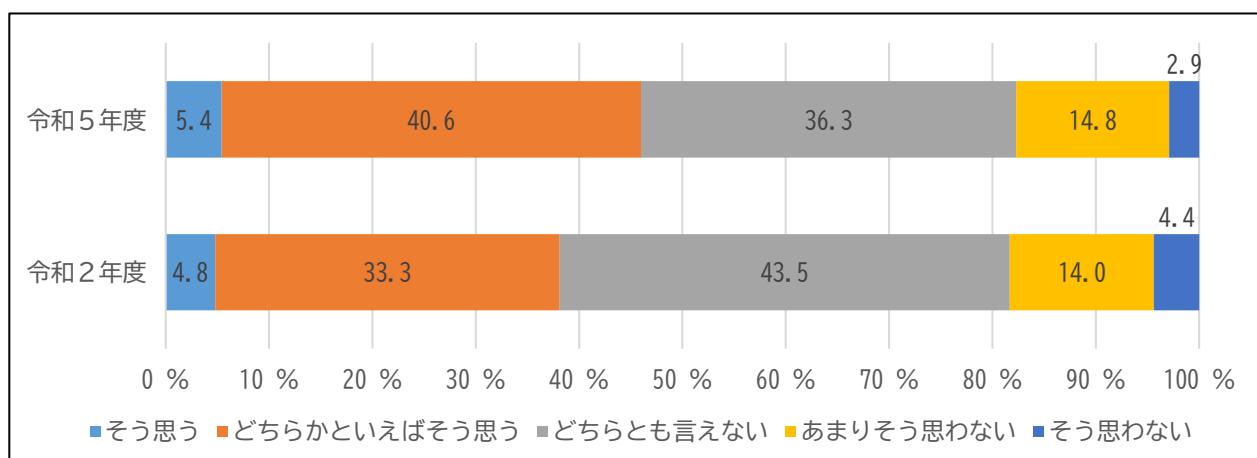
防犯に関する市民の意識を把握するため、インターネットアンケートを実施しました。

(1) インターネットアンケートの概要

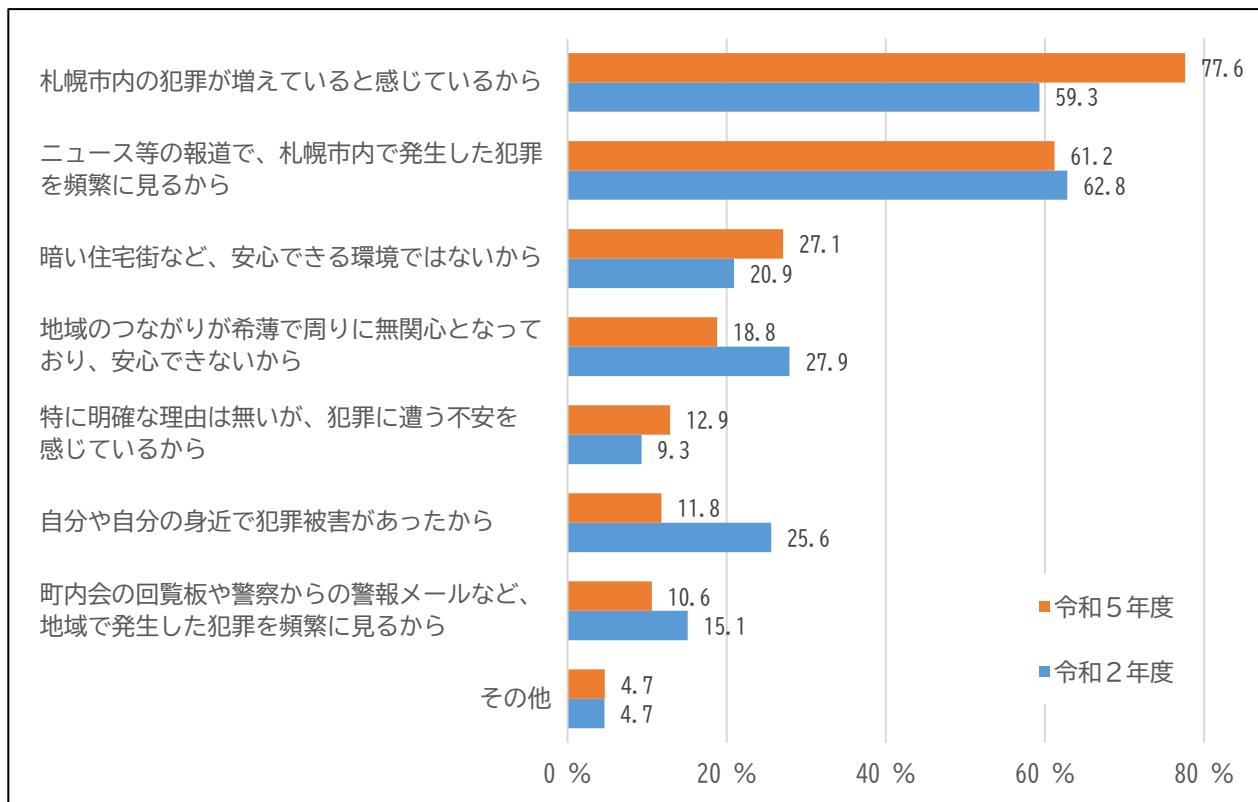
- ・調査方法：調査会社の登録モニターにメールを配信し、Web システムで回答を回収
- ・調査対象：15 歳以上の札幌市民
- ・調査期間：令和 2 年（2020 年）11 月 18 日～12 月 9 日
令和 5 年（2023 年）7 月 11 日～7 月 21 日
- ・回答数：480 件（回答数到達まで調査継続）
【内訳】性別（男性：240 人、女性：240 人）
年齢（30 代以下：120 人、40 代：120 人、50 代：120 人、60 代以上：120 人）

(2) インターネットアンケートの回答結果

ア 札幌市が「犯罪の被害に遭わずに安全に安心して暮らせるまち」だと思いますか。
「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」人の割合は 46.0% と、令和 2 年度（2020 年）と比較して 7.9% 増加しています。

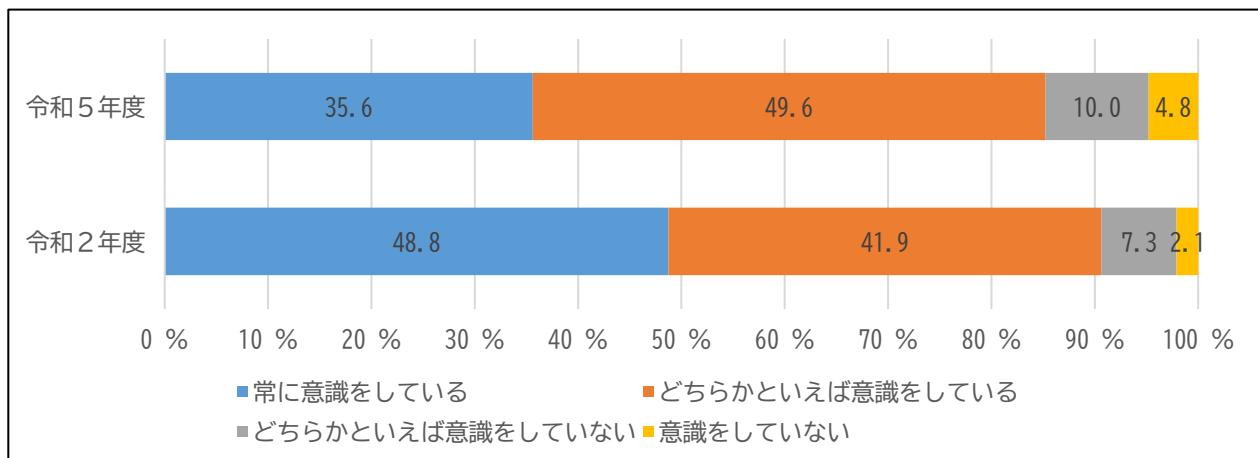


イ (アで「そう思わない」、「あまりそう思わない」と回答した人に対して)
 「犯罪の被害に遭わずに安全に安心して暮らせるまち」ではないと思った理由は何ですか。(複数回答可)
 「札幌市内の犯罪が増えていると感じているから」と回答した人の割合は 77.6% と、令和 2 年度（2020 年）から 18.3% 増加しています。



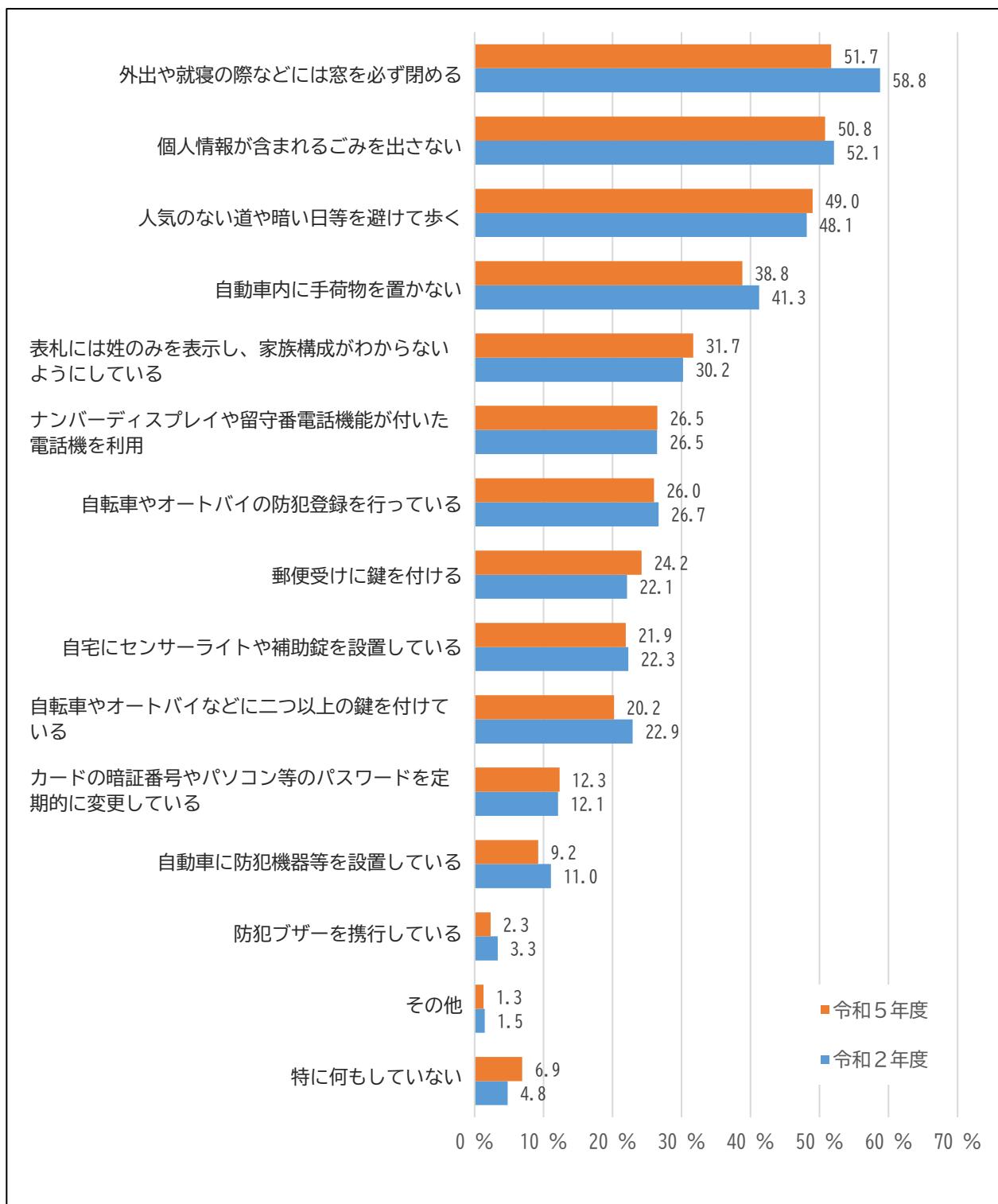
ウ 自ら犯罪に遭わないよう、出かけるときは短時間でも施錠したり、明るい道を歩くなど、常に防犯意識をもって暮らしていますか。

「常に意識をしている、どちらかといえば意識をしている」人の割合は 85.2% と、令和 2 年度（2020 年）と比較してほぼ横ばい推移しています。



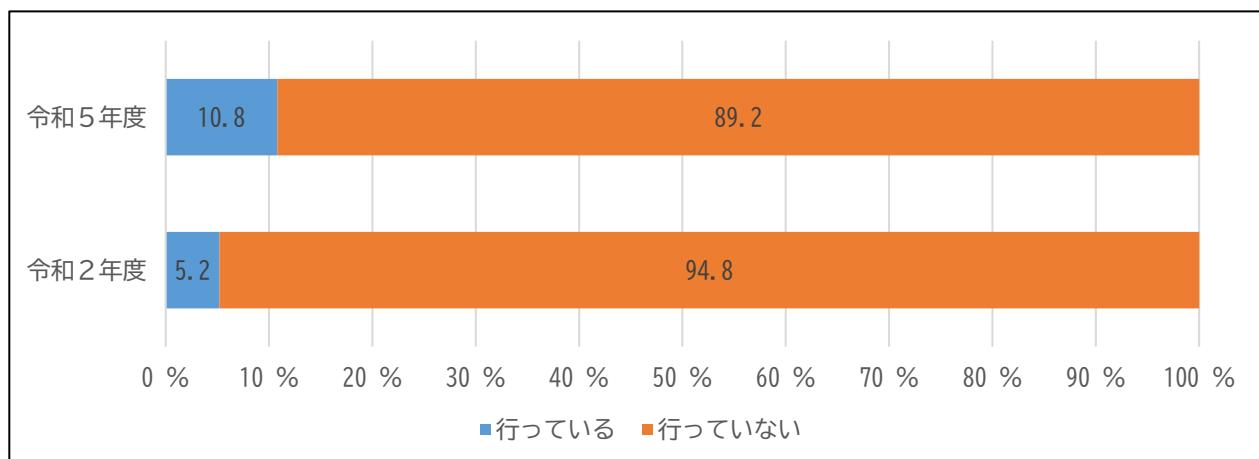
工 どのような防犯対策をしていますか。(複数回答可)

令和2年度(2020年)から回答の傾向に大きな差はなく、「外出や就寝の際などには窓を必ず閉める」、「個人情報が含まれるごみを出さない」と回答した人が半数を超えていました。



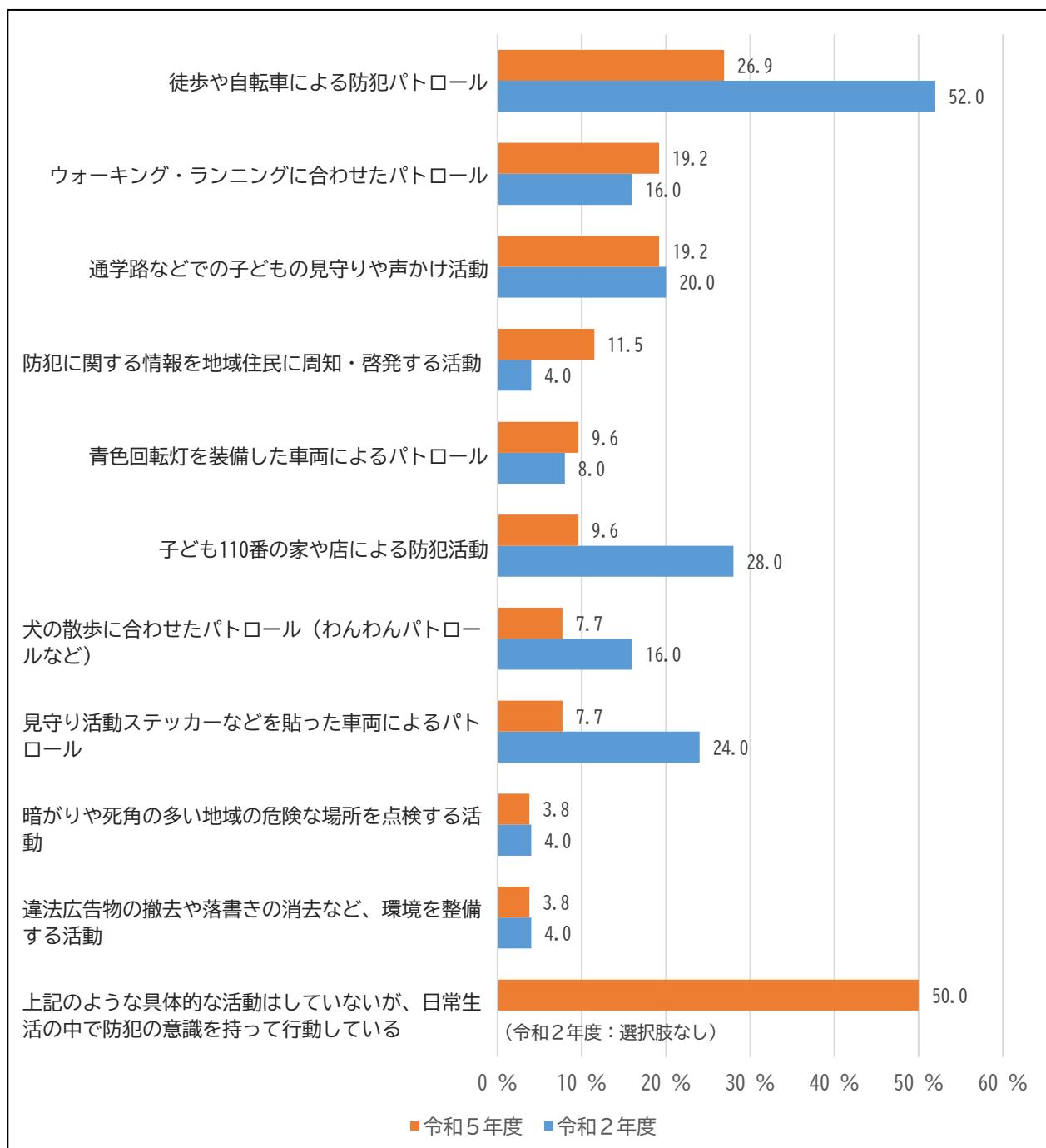
才 地域で行う防犯活動を行っていますか。

「行っている」人の割合は 89.2% と、令和 2 年度（2020 年）と比較して 5.6% 増加しています。



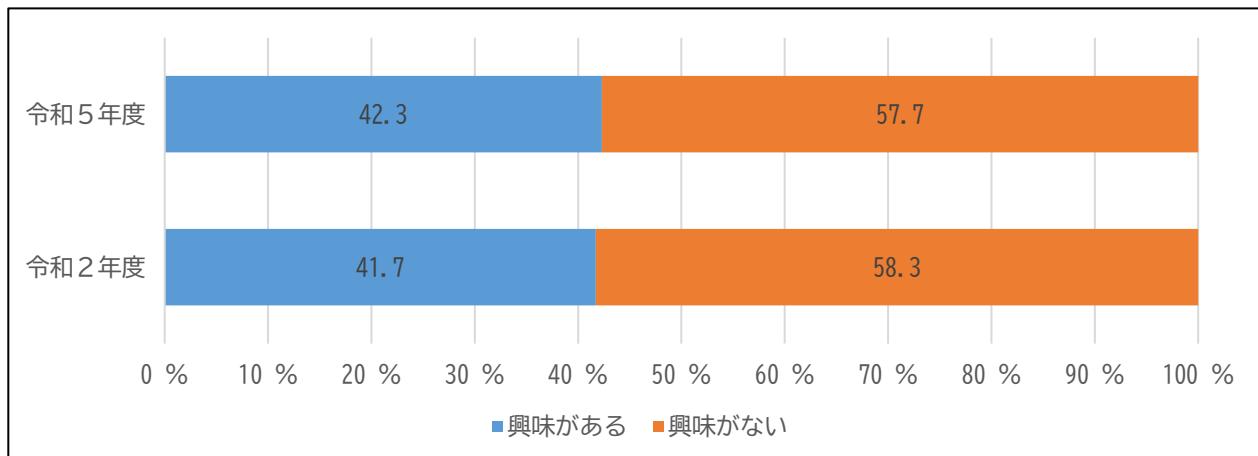
力 地域で行うどのような防犯活動に参加していますか。(複数回答可)

令和5年度(2023年度)は、多くの人が「日常生活の中で防犯の意識を持って行動している」と回答しています。



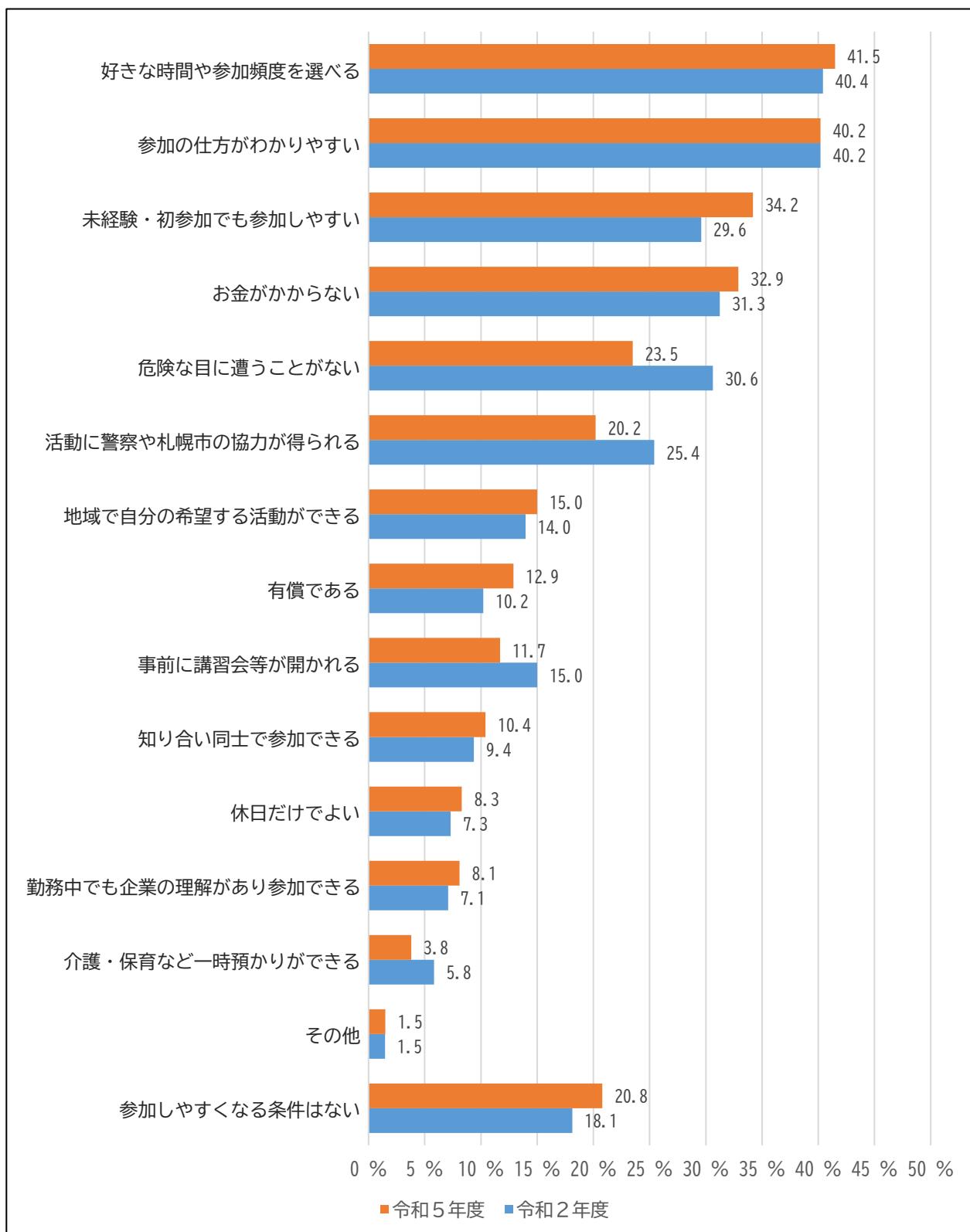
キ 地域で行う防犯活動に興味がありますか。

地域で行う防犯活動に興味がある人の割合は、令和5年度(2023年度)では57.7%と、令和2年度(2020年)と比較してほぼ横ばいで推移しています。



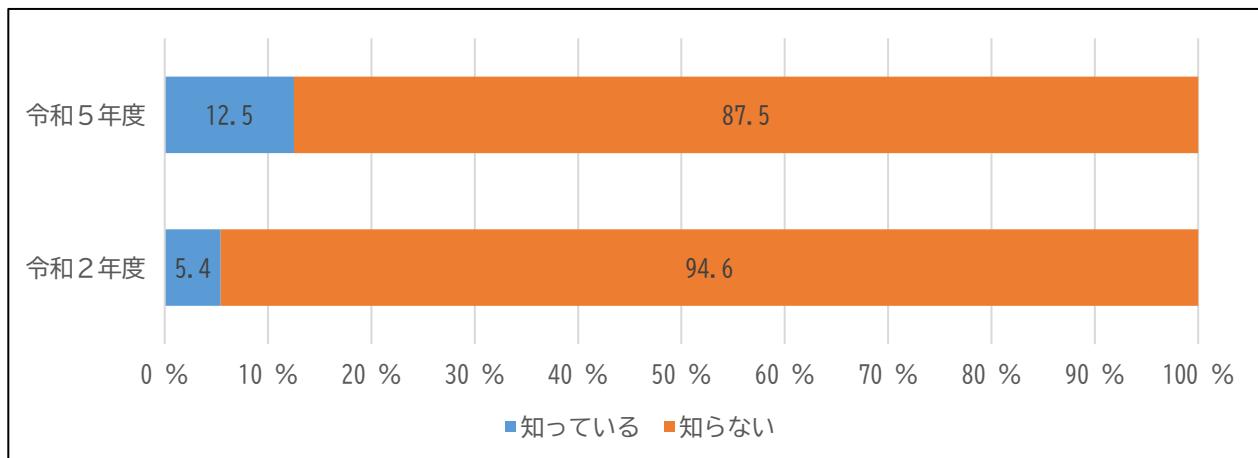
ク どのような条件が整えば、地域で行う防犯活動に参加しやすくなると思いますか。
(複数回答可)

「好きな時間や参加頻度を選べる」、「参加の仕方がわかりやすい」など参加しやすさが重視されています。



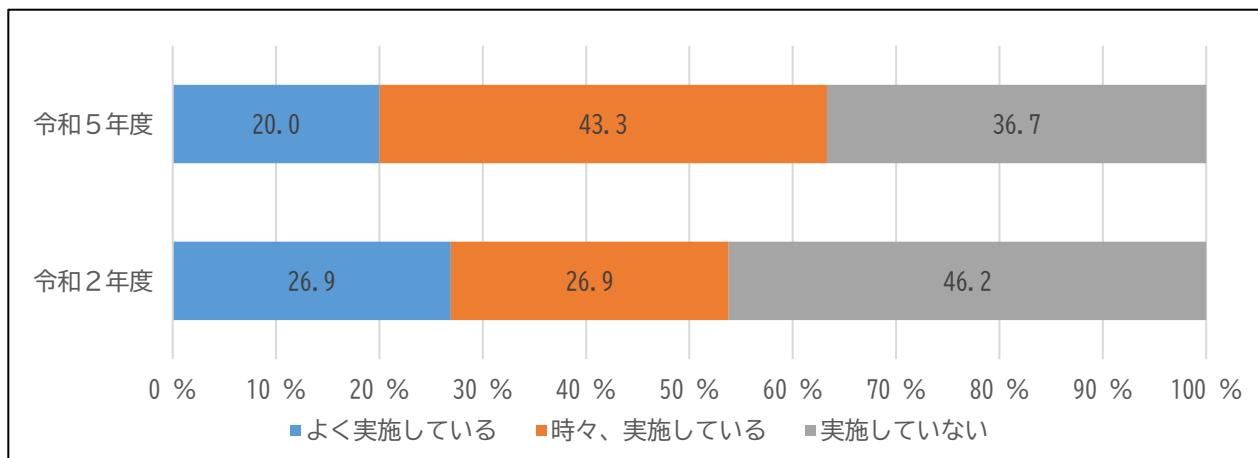
ケ 個人で気軽に実施できる「ながら防犯（ながら見守り）※6」について知っていますか。

「ながら防犯」について知っている人の割合は、令和5年度（2023年度）では12.5%と、令和2年度（2020年度）と比較して7.1%増加しています。



コ 「ながら防犯」を実施していますか。

「ながら防犯」について知っている人のうち、「よく実施している」、「時々実施している」人の割合は、令和5年度（2023年度）では63.3%と、令和2年度（2020年）と比較して9.5%増加しています。



※6 ながら防犯（ながら見守り）

通勤、通学、買い物、犬の散歩などの日常活動の中で防犯の視点を持って地域の見守りを行う活動

3 第3次計画の検証

令和2年（2020年）5月に策定した第3次計画では、「犯罪のない安全に安心して暮らせるまちの実現」を基本目標とし、「自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める」、「みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる」、「犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める」、「犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援する」の4つの基本方針を定め、計画に基づく各種取組を進めてきました。

また、主な取組内容等について、毎年度、附属機関である「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会」に報告し、点検・評価を行ってきました。

（参考）第3次計画の体系

【基本目標】犯罪のない安全に安心して暮らせるまちの実現
<基本方針1>自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める
(基本施策1) 個人の防犯意識・防犯力を高めるための情報提供
(基本施策2) 子どもに関する防犯力の向上 (重点テーマ)
(基本施策3) 女性の防犯力向上
(基本施策4) 高齢者等の防犯力向上
<基本方針2>みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる
(基本施策1) 地域における防犯活動の促進
(基本施策2) 協働による連携体制の充実
(基本施策3) 地域と一体となった子どもの見守り (重点テーマ)
(基本施策4) 女性の犯罪被害防止の取組の推進
(基本施策5) 高齢者等が安心して暮らせる取組の推進
<基本方針3>犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める
(基本施策1) 市民自らが行う環境整備の促進
(基本施策2) 犯罪の防止に配慮した公共施設の整備等
(基本施策3) 子ども等の安全に配慮した環境整備 (重点テーマ)
(基本施策4) 歓楽街等を対象とした環境改善
(基本施策5) 暴力団等の排除
<基本方針4>犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援する (新設)
(基本施策1) 犯罪被害者等に関する情報発信・広報啓発
(基本施策2) 総合的対応窓口における対応
(基本施策3) 犯罪被害者等の犯罪被害による経済的な負担の軽減
(基本施策4) 犯罪被害者等の精神的な被害の回復に向けた支援

(1) 成果指標の達成状況

第3次計画では、基本目標である「犯罪のない安全に安心して暮らせるまちの実現」に向けた成果指標として、3つの数値目標を設定しています。

成果指標1の「刑法犯認知件数」は、令和3年（2021年）まで減少傾向で推移していましたが、街頭犯罪の増加等が影響し令和4年（2022年）から増加に転じました。刑法犯認知件数は、市民の体感治安に直結するものであるため、引き続き4つの基本方針に基づいた取組を推進する必要があると考えられます。

また、成果指標2の「自ら犯罪に遭わないよう防犯意識をもって暮らしている市民の割合」は、この5年間で約4ポイント低下と、ほぼ横ばいで推移しています。この間、新型コロナウイルス感染症の流行により、市民の外出する機会や人と接触する機会が減ったことで、防犯意識の醸成に影響したものと考えられます。

成果指標3の「地域で防犯活動を行っている市民の割合」は、この5年間で約3ポイント増加となっています。また、令和4年から令和5年では約5ポイント増加となっており、令和4年（2022年）6月から開始した「ながら見守り活動」登録制度の普及が防犯活動を行っている市民の割合の増加要因であると考えられます。

(表8) 第3次計画における成果指標の達成状況

(成果指標1) 刑法犯認知件数						
基準値	令和元年	2年	3年	4年	5年	目標値
11,718件 (平成30年)	11,047件	8,744件	8,633件	9,650件	11,263件	9,000件未満 (令和6年)

(成果指標2) 自ら犯罪に遭わないよう防犯意識をもって暮らしている市民の割合						
基準値	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	目標値
89% (令和元年度)	90.7%	-	91.1%	85.2%	○○% ※R6夏頃判明	95% (令和6年度)

(成果指標3) 地域で防犯活動を行っている市民の割合						
基準値	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	目標値
7.5% (令和元年度)	5.2%	-	5.6%	10.8%	○○% ※R6夏頃判明	25% (令和6年度)

(出典) 成果指標1 : 北海道警察による暦年の統計

成果指標2・3 : インターネットアンケート調査

(2) 重点テーマの達成状況

第3次計画では、「子どもの安全」を重点テーマに設定し、その進捗状況を適切に把握するため、基本方針1から3にそれぞれの重要な取組とその達成目標を設定しています。

達成目標1の「防犯関連講座の実施回数」は、毎年度小学生を対象に体験型の防犯教室を実施しており、令和5年度（2023年度）末時点で目標を達成しています。この防犯教室は、不審者に遭遇したときの対応方法について学ぶとともに、体を動かしながら具体的な対応方法を学ぶことにより、子どもたちが持つ「身を守る能力」を引き出し、実際に不審者に遭遇したときに役立つ行動力を身に着けることを目的として実施しています。

達成目標2の「ながら防犯活動の登録人数」は、令和5年度（2023年度）末時点で6,837人にご登録いただいている。新型コロナウィルス感染症の影響等により、「ながら防犯活動」登録制度の開始が令和4年（2021年）6月となりましたが、日常生活の中で「防犯」を意識して周囲を見守る活動は負担感が少なく、多くの市民に受け入れられているものと考えられます。

達成目標3の「町内会が設置する防犯カメラの新規設置台数」は、令和5年度末時点で268台分の設置補助となっています。防犯カメラ設置補助金の活用を促進するため、補助限度額の増額などの見直しを行ってきましたが、新型コロナウィルス感染症の影響により、町内会において防犯カメラ設置に関する合意形成を得ることが困難な状況が生じたため、申請台数が伸び悩んだものと考えられます。

(表9) 重点テーマにおける達成目標の達成状況

基本方針1の重点取組 「子ども110番の家」関連講座の開催

(達成目標1) 防犯関連講座の実施回数	
目標値	実績値
10回 (令和2年度～令和6年度)	17回 (令和2年度～令和5年度)

基本方針2の重点取組 ながら防犯の推進

(達成目標2) ながら防犯活動の登録人数	
目標値	実績値
10,000人 (令和2年度～令和6年度)	6,837人 (令和4年度～令和5年度)

基本方針3の重点取組 町内会の防犯カメラ設置に対する補助金交付

(達成目標3) 町内会が設置する防犯カメラの新規設置台数	
目標値	実績値
500台 (令和2年度～令和6年度)	268台 (令和2年度～令和5年度)

(3) 各基本方針の主な取組結果

ここでは第3次計画で設定している基本方針ごとに、主な成果を掲載します。

ア 基本方針1

自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める

【主な成果】

■ 防犯に関する出前講座の実施

安全で安心なまちづくりに関する理解の増進を図るため、これまでの子ども、女性の防犯や特殊詐欺被害防止などに関する出前講座に加え、新たにインターネットやSNSを利用した犯罪の被害防止に関する講座と子どもをもつ保護者を対象とした講座を新設しました。

(表10) 出前講座開催実績（令和2年度～令和5年度）

テーマ	開催実績
防犯カメラを生かしたまちづくり	12回
子どもの防犯教室	54回
子どもの防犯教室（保護者向け講座）	2回
インターネット・SNSの脅威	24回
特殊詐欺の被害に遭わないために	63回
女性の犯罪被害防止について	5回
合計	160回

■ 体験型防犯教室の実施

小学生が不審者に遭遇したときの対応方法について学ぶとともに、体を動かしながら具体的な対応方法を学ぶことにより、子どもたちが持つ「身を守る能力」を引き出し、実際に不審者に遭遇したときに役立つ行動力を身につけることを目的に中央区、厚別区、豊平区及び清田区の小学校で行いました。



【体験型防犯教室】

■ 特殊詐欺被害防止のための啓発

特殊詐欺や消費者被害に関する情報を、高齢者等が適切に得ることができるよう、北海道警察と共同作成したチラシにより啓発を実施しました。特殊詐欺の被害者に占める高齢者の割合は高いことから、民間企業や民生委員、図書館などのご協力をいただきながら、様々な手法で被害防止に関する情報が行き届くような取組を進めてきました。



【啓発チラシ】

イ 基本方針2

みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる

【主な成果】

■ 「ながら見守り」活動の推進

通勤や通学、犬の散歩などの日常活動の中で防犯の視点を持って地域の見守りを行う「ながら見守り」活動の参加者の登録制度を令和4年（2022年）6月から開始しました。令和5年度（2023年度）末時点の登録者数は6,837人となっています。

登録者に対してオリジナル「みまもりすグッズ」を配布し、見守り活動を支援しました。



【ロゴマーク】

■ 子ども 110 番の家・店に取り組む地域への支援

通学路などにおける子どもの見守り活動を促進するため、市民や事業者による「子ども 110 番の家」や「子ども 110 番の店」の設置を支援しました。

(表 11) 「子ども 110 番の家」・「子ども 110 番の店」の登録実績（令和5年度(2023 年度)末時点）

	登録数
子ども 110 番の家	10,513 件
子ども 110 番の店	2,087 件



【ステッカー】

■ 札幌市安全で安心なまちづくり功労者表彰の実施

多年にわたり、安全で安心なまちづくり活動に尽力してきた方々の功績を称え、社会的評価の向上による活動の活性化を図るとともに、安全で安心なまちづくりに対する市民の理解や地域防犯活動の促進を図るために、地域防犯活動や更生保護活動に貢献した市民、団体及び事業者に対する表彰を実施しました。

ウ 基本方針3

犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める

【主な成果】

■ 町内会への防犯カメラ設置補助

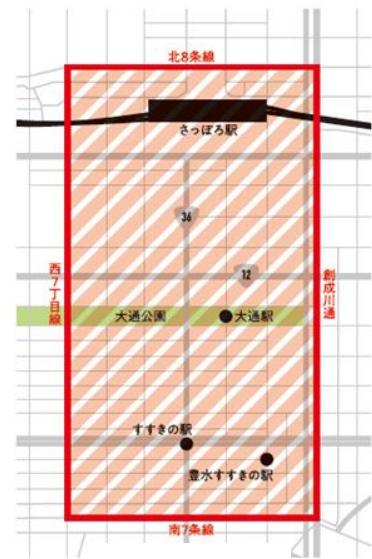
犯罪の未然防止や事件の早期解決に役立つ防犯カメラの設置促進を図るため、町内会が通学路など地域の公共空間に設置する防犯カメラについて、その設置に係る経費の補助を実施しました。

補助制度が開始した平成30年度（2018年度）から令和5年度（2023年度）までの間に、累計397台の補助を行いました。

■ 札幌市客引き行為等の防止に関する条例の制定

客引き行為、客待ち行為、勧誘行為及び勧誘待ち行為（以下「客引き行為等」といいます。）の防止について必要な事項を定めた「札幌市客引き行為等の防止に関する条例」を令和4年（2022年）4月から施行しました。

条例に基づき、札幌市客引き行為等防止指導員が市内中心部の客引き行為等を禁止する必要がある区域を毎日巡回し、客引き行為等を行う者に指導等を行いました。



【禁止区域】

■ 歓楽街におけるパトロールの実施

「明るく安心して楽しめるクリーンな薄野」の実現に向けて、市民や観光客を狙った悪質な風俗店や客引き等の注意喚起を目的としたパトロールを関係機関等と合同で実施しました。



【パトロールの様子】

工 基本方針4

犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援する

【主な成果】

■ 情報発信・広報啓発の実施

犯罪被害者やその家族の置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について理解を深めるため、犯罪被害者週間（11月25日から12月1日）の関連行事として、北海道警察、北海道及び（公社）北海道家庭生活総合カウンセリングセンターと連携した街頭キャンペーンを実施しました。

また、市民を対象とした犯罪被害者支援公開講演会を（公社）北海道家庭生活総合カウンセリングセンター及び北海道と共に催しました。

その他、窓口対応等での二次被害の防止等を目的とした職員研修を実施しました。

■ 相談窓口の設置・情報提供

犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるよう総合的対応窓口や各種相談窓口を設置し、犯罪等に遭われた方が直面する困難に対する相談支援を行いました。

■ 犯罪被害者等支援制度

犯罪等に遭われた方が、再び平穏な生活を営むことができるよう、令和2年（2020年）8月から「犯罪被害者等支援制度」を開始し、犯罪被害者等が置かれる経済的困窮や精神的被害に対して、支援金の支給や家事・住居関連などの助成を行いました。

4 第3次計画の総括と方向性

第3次計画で位置付けられた基本目標を達成するための基本施策のうち、出前講座等を通じた広報啓発、「ながら見守り」活動による地域防犯活動の促進、防犯カメラ設置補助による地域環境の安全性を高める取組については、概ね着実に実施できたものと考えています。

また、令和2年（2020年）8月からは、犯罪被害者等支援制度を創設し、犯罪被害者等支援に関する施策を推進してきました。加えて、すすきの地区を中心とした市内中心部で問題となっている客引き行為等を防止することにより、市民や観光客等が公共の場所を安全に安心して通行し、又は利用することができる環境の確保を図り、もって魅力と活力のある安全で安心なまちづくりに寄与することを目的とした「札幌市客引き行為等の防止に関する条例」を令和4年（2022年）4月から施行するなど、社会的な問題に対しても対策を行ってきました。

一方、成果指標1「刑法犯認知件数」については、平成13年（2001年）をピークに減少を続けていましたが、令和4年（2022年）から増加に転じています。これは、新型コロナウイルス感染症の流行により停滞していた社会経済活動の回復が人流の増加につながり、街頭犯罪の増加に影響を与えたものとみられています。特に窃盗犯のうち自転車盗については、新型コロナウイルス感染症の流行前と比較して増加しており、刑法犯認知件数を減少させていくための課題として認識しています。また、成果指標2「自ら犯罪に遭わないよう防犯意識をもって暮らしている市民の割合」については、第3次計画策定期からほぼ横ばいの推移にとどまっており、成果指標3「地域で防犯活動を行っている市民の割合」については、一定の増加は見られたものの目標値には達しておりません。

しかしながら、札幌市が「犯罪の被害に合わずに安全に安心して暮らせるまち」だと思う人は着実に増加しており、第3次計画の成果が表れているものと分析します。

以上のことから、本計画においては、第3次計画において実施してきた市民の防犯意識を高め、刑法犯認知件数を減少させていく取組を引き継ぐとともに、課題である自転車盗対策や組織的な犯罪グループの末端として特殊詐欺や強盗などの犯罪の実行犯を募集する闇バイト等の新たな課題に対する対策を講じることが必要です。

第3章 計画の構成

1 基本目標

安全・安心条例及び犯罪被害者等支援条例の制定目的を本計画の基本目標に設定します。

【基本目標】

犯罪のない安全に安心して暮らせるまちの実現

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、～（略）安全で安心なまちづくりの推進及び犯罪被害者等に対する支援に関する事項を定めることにより、安全に安心して暮らせるまちの実現に寄与することを目的とする。

札幌市犯罪被害者等支援条例（抜粋）

（目的）

第1条

2 基本方針と基本施策

本計画では、次の4つの基本方針を設定し、安全で安心なまちづくり等を推進していきます。

（1）基本方針1

自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める

安全・安心条例第4条では、「市民は、安全で安心なまちづくりについての理解を深め、自らの安全の確保に努める」と規定しています。

市民一人ひとりが、犯罪についての情報を収集し、防犯の意識をもって対策を講ずることにより、身近な場所で発生する犯罪から身を守ることができます。また、市民一人ひとりの防犯意識の定着が地域の安全に対する住民意識の向上に寄与し、地域活動参加への契機になることにもつながります。

安全で安心なまちづくりに関する市民の理解を深めるためには、防犯知識や防犯意識

を持つことの大切さについて、子ども、女性、高齢者といった対象者に応じた手法を検討し、きめ細かく広報・啓発を行っていくことが重要です。

このような取組を推進するために、以下の4つの基本施策を展開していきます。

<基本施策>

- ア 個人の防犯意識・防犯力を高めるための情報提供
- イ 子どもに関する防犯力の向上
- ウ 女性の防犯力向上
- エ 高齢者等の防犯力向上

(2) 基本方針2

みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる

安全・安心条例第4条では、「市民は、相互に協力して地域における安全で安心なまちづくりを行うよう努める」と規定しています。

地域で行われる防犯活動により構築されるネットワークは、地域コミュニティを強化し、犯罪の未然防止や地域の防犯力向上につながります。

市民が安心して生活できる安全な地域とするためには、市民一人ひとりが防犯意識を高めたうえで、防犯活動を通じ構築されたネットワークを活用しつつ、地域全体で課題を共有し、地域が一体となって連携・協力をしていくことが重要です。

このような取組を推進するために、以下の5つの基本施策を展開していきます。

<基本施策>

- ア 地域における防犯活動の促進
- イ 協働による連携体制の充実
- ウ 地域と一体となった子どもの見守り
- エ 女性の犯罪被害防止の取組の推進
- オ 高齢者等が安心して暮らせる取組の推進

(3) 基本方針3

犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める

安全・安心条例第9条では、「市は、市民による安全で安心なまちづくりの促進を図るために、情報の提供、人材の育成その他の必要な支援を行うよう努める」と規定しており、また、第10条では、「市は、犯罪の防止に配慮した公共施設の整備又は管理を行うよう努める」と規定しています。

見通しの悪い場所や暗い場所の環境の改善、美化活動などにより美しい街並みを維持することにより、犯罪を誘発する機会の減少が期待できます。また、出入りを管理し犯罪者が対象建物に接近しにくくしたり、防犯性能の高い建物部品を使用したりすることにより、建物の安全性を図り、犯罪被害に遭う可能性の低下が期待できます。

犯罪が起きにくいまちづくりを推進するためには、道路や公園などの公共空間の安全性を高めるような環境整備や支援を行っていくことが重要です。

また、都心部の歓楽街では、性風俗店への勧誘や飲食店等による客引きなど、市民や観光客に対する迷惑行為が発生していることから、札幌市公衆に著しく迷惑をかける風俗営業等に係る勧誘行為等の防止に関する条例（ススキノ条例）や札幌市客引き行為等の防止に関する条例に基づく環境改善を進めていくことが重要です。

さらに、暴力的不法行為などにより市民生活や事業活動に介入し、市民や事業者に多大な脅威を与える暴力団については、札幌市暴力団排除の推進に関する条例に基づき、公共事業等からの排除を進めていくことが重要です。

このような取組を推進するために、以下の4つの基本施策を展開していきます。

<基本施策>

- ア 市民自らが行う環境整備の促進
- イ 犯罪の防止に配慮した公共施設の整備等
- ウ 歓楽街等を対象とした環境改善
- エ 暴力団等の排除

(4) 基本方針4

犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援する

犯罪被害者等支援条例第4条では、市は、基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための具体的な施策を策定し、実施しなければならないと規定しています。

社会に生きる誰もが犯罪等の被害に遭い、犯罪被害者等になり得る立場にあることから、犯罪被害者等に対する支援は、例外的な存在としての犯罪被害者等に対する一方的な恩恵的措置ではなく、社会のかけがえのない一員として当然に保障されるべき犯罪被害者等の権利利益の保護を図るためにものであり、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられるよう、配慮して行われなければなりません。

また、犯罪被害者等のための支援は、犯罪被害者等が直面している困難な状況を開拓し、その権利利益の保護を図るために実施されるものでもあることから、犯罪被害者等の具体的な事情を正確に把握し、その変化にも十分留意しながら、個々の事情に応じて適

切に実施されなければなりません。

さらに、犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が現に直面する困難な状況を開拓することに加え、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになることを目指して、中長期的な視点で、途切れることなく受けることができるよう実施されるべきものであり、二次被害及び再被害の発生の防止に留意して行われることが必要です。

このような犯罪被害者等の支援にかかる基本理念を踏まえ、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するという犯罪被害者等支援条例の目的の達成のため、以下の4つの基本施策を展開していきます。

<基本施策>

- ア 犯罪被害者等に関する情報発信・広報啓発
- イ 総合的対応窓口等における対応
- ウ 犯罪被害者等に対する支援金・助成金の支給による支援
- エ 犯罪被害者等の精神的な被害の回復に向けた支援

札幌市犯罪被害者等支援条例（抜粋）

(●●)

第●条

3 重点テーマ

心身ともに成長・発達の過程にある子どもについては、大人に比べ、自分自身で犯罪による被害を回避することは容易ではありません。子どもが犯罪被害に遭うことは、その後の成長・発達に重大な影響を及ぼす恐れがあることから、第3次計画に引き続き「子どもの安全」を重点テーマに設定することとします。

また、市内の高齢化がさらに進行していく中で、高齢者を狙った犯罪は今後増加していくことが懸念されています。特に、特殊詐欺については、近年、インターネットやSNSを介した詐欺が急増するなど、その手口は複雑・多様化しています。警察庁の発表によると、令和5年（2023年）の全国における特殊詐欺被害について、被害に遭った約8割が高齢者でした（法人被害を除く）。このような犯罪に対して、高齢者は抵抗力や防御力が乏しい場合があり、特に配慮が必要なことから、「高齢者の安全」についても重点テーマに設定することとします。

重点テーマとして設定する「子どもの安全」及び「高齢者の安全」の進捗状況を適切に把握するため、関連する取組に達成目標を設定します。

(表12) 重点テーマにおける達成目標

(達成目標1) 「子どもの安全」及び「高齢者の安全」関連講座の実施回数	
・ 「子どもの安全」関連講座の実施回数	150回（令和7年度から令和11年度まで）
・ 「高齢者の安全」関連講座の実施回数	150回（令和7年度から令和11年度まで）

(達成目標2) 「ながら見守り活動」登録制度における事業者等の登録件数	
基準値	目標
215件 (令和5年度)	1,000件 (令和11年度)

4 成果指標

第3次計画に引き続き、基本目標の実現に向けた進捗状況を把握するために成果指標を設定します。

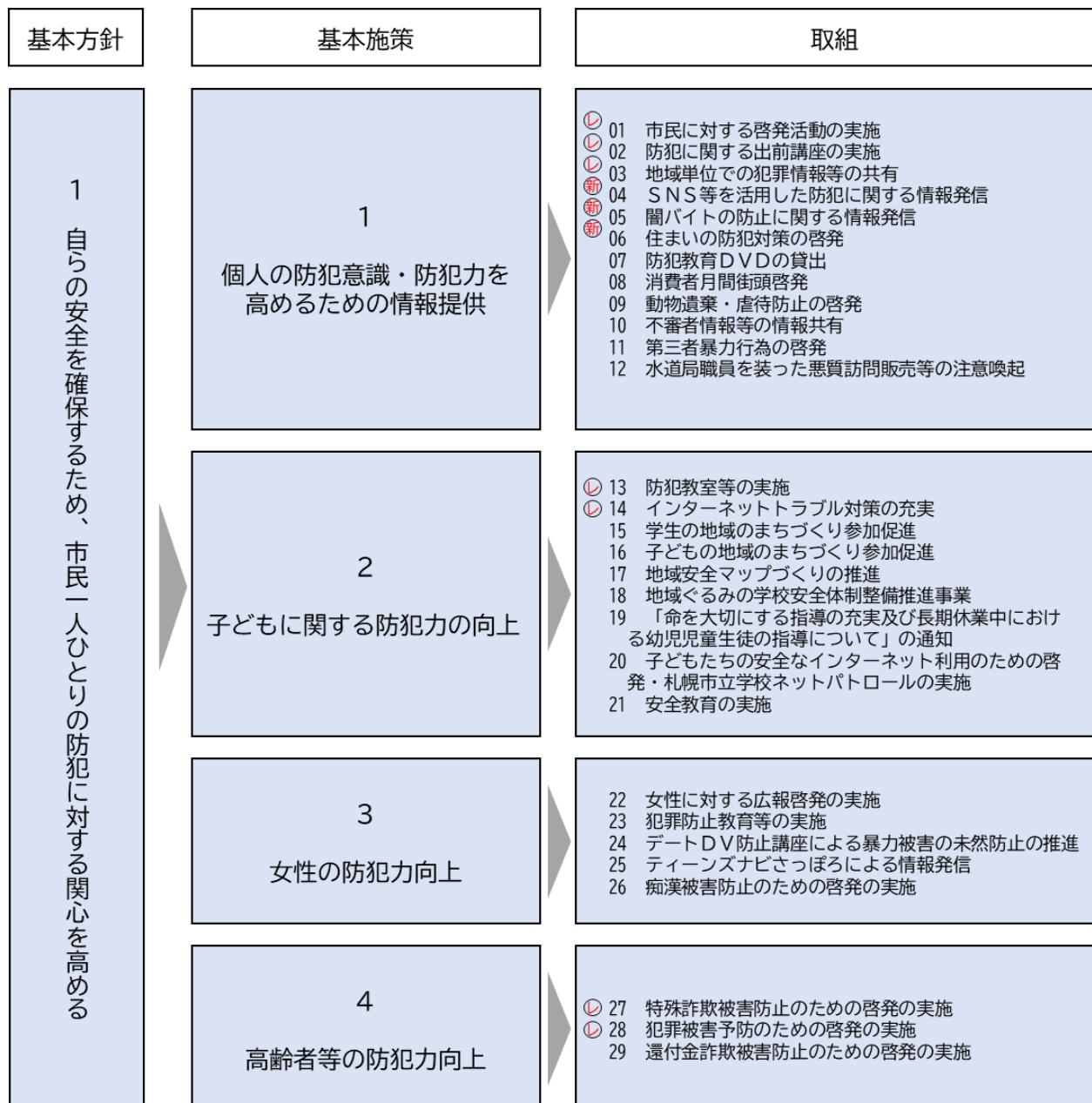
最良な「安全で安心なまち」とは、犯罪被害に遭う市民が一人でも少なく、かつ、市民の防犯意識も高く、多くの人が防犯活動に取り組んでいる状態であることから、この実現に向けた必要な指標として設定しています。

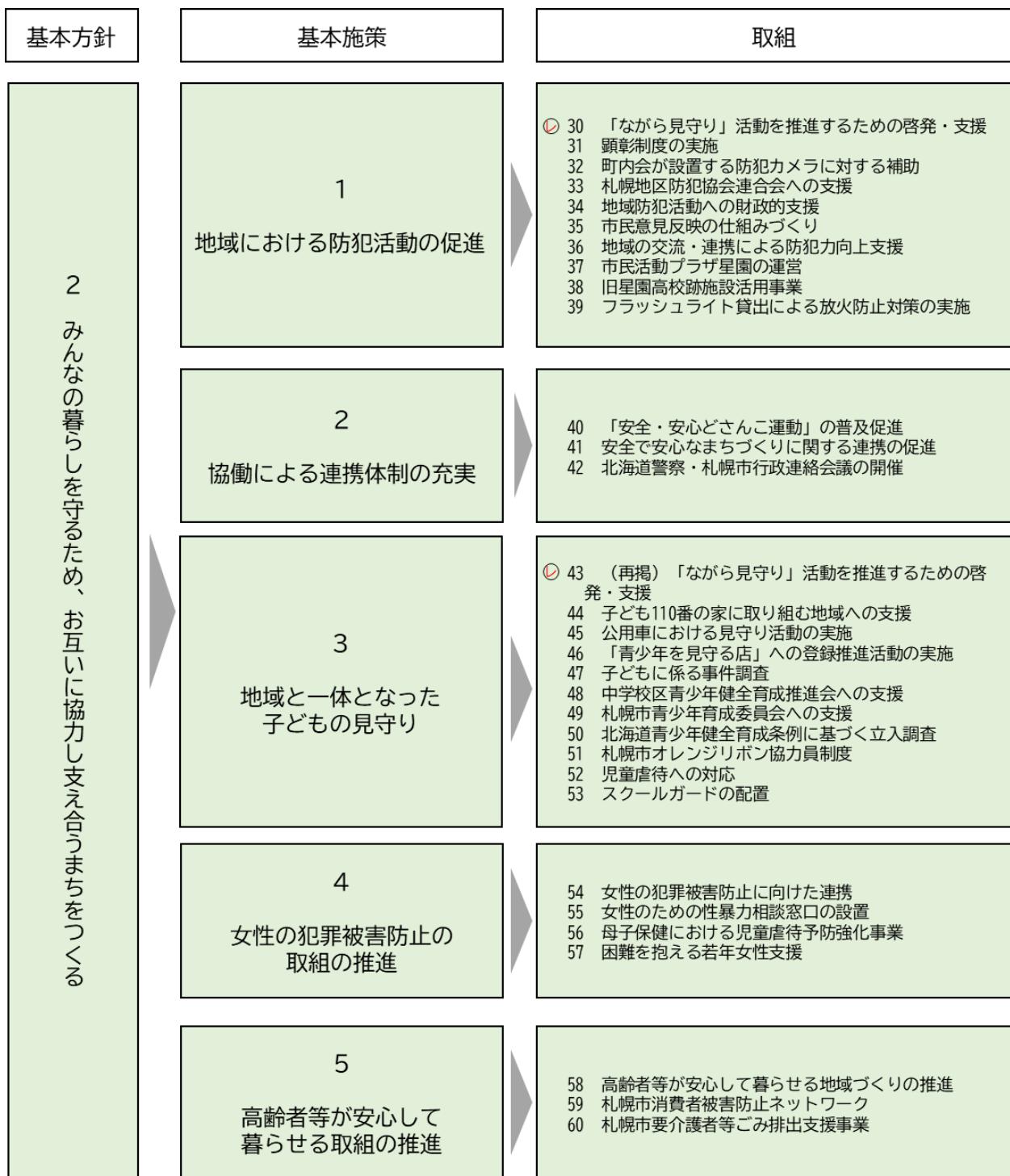
(表13) 第4次計画における成果指標

(成果指標1) 刑法犯認知件数	
基準値	目標
11,263 件 (令和5年(2023年))	9,000 件未満 (令和11年(2029年))
(成果指標2) 自ら犯罪に遭わないよう防犯意識をもって暮らしている市民の割合	
基準値	目標
85.2% (令和5年度(2023年度))	95% (令和11年度(2029年度))
(成果指標3) 地域で防犯活動を行っている市民の割合	
基準値	目標
10.8% (令和5年度(2023年度))	25% (令和11年度(2029年度))
(成果指標4) 犯罪被害者等支援に関心のある市民の割合	
基準値	目標
34.8% (令和5年度(2023年度))	50% (令和11年度(2029年度))

第4章 計画体系と取組

1 計画体系





基本方針	基本施策	取組
3 犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める	<p>1 市民自ら行う環境整備の促進</p> <p>2 犯罪の防止に配慮した公共施設の整備等</p> <p>3 歓楽街等を対象とした環境改善</p> <p>4 暴力団等の排除</p>	<p>61 (再掲) 町内会が設置する防犯カメラに対する補助 新 62 防犯カメラの適正な設置運用の促進 63 (再掲) 住まいの防犯対策の啓発 64 さっぽろコミュニティ型建設業推進協議会への参画 65 札幌市商店街地域力向上支援事業 (SDGs型) 66 私設街路灯設置等に対する補助 67 地域の環境美化に対する支援 68 不適正管理空き家に関する相談体制の整備</p> <p>69 障害児通所事業所等性被害防止対策設備等補助金 70 公共空間の安全性の確保・維持 71 地下鉄駅等の安全対策 72 こども110番の駅の取組 73 地下鉄車内防犯カメラの設置 74 安全・安心な学校施設等の整備</p> <p>② 75 迷惑行為の防止 76 関係機関や地元関係者との連携 77 ススキノ地区雑居ビル等安全安心対策連絡協議会</p> <p>78 市の事務事業及び公の施設からの暴力団等の排除の推進 79 暴力団排除に関する排除活動への支援 80 札幌地区暴力追放センター協議会への支援 81 市営住宅への暴力団員の入居制限</p>
4 犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援する	<p>1 犯罪被害者等に関する情報発信・広報啓発</p> <p>2 総合的対応窓口等における対応</p> <p>3 犯罪被害者等に対する支援金・助成金の支給による支援</p> <p>4 犯罪被害者等の精神的な被害の回復に向けた支援</p>	<p>② 82 市民理解の促進に向けた情報発信・広報啓発 新 83 事業者の理解促進に向けた情報発信・広報啓発 84 犯罪被害者等に支援に関する職員研修の実施</p> <p>85 総合的対応窓口における対応 86 住民基本台帳・選挙人名簿の閲覧制限 87 市税各種証明書の発行制限 88 (再掲) 女性のための性暴力相談窓口の設置 89 DV被害者及び犯罪被害者等に係る市営住宅の優先入居 90 DV被害者及び犯罪被害者等に係る市営住宅の一時使用 91 選挙人名簿抄本の閲覧の制限</p> <p>② 92 犯罪被害者等に対する支援金・助成金の支給による支援</p> <p>93 犯罪被害者等の精神的な被害の回復に向けた支援</p>

2 基本施策ごとの主な取組

(1) 基本方針1

自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める

ア <基本施策1>個人の防犯意識・防犯力を高めるための情報提供

取組名／取組内容
<p>01 市民に対する啓発活動の実施【市）地域振興部、各区市民部】 レベルアップ</p> <p>市民の防犯意識を高めるため、国が定める「安全・安心なまちづくりの日」などに併せて、パネル展や街頭啓発活動などの取組を実施します。</p> <p>また、被害件数の多い「自転車盗」などの身近な犯罪に対する防犯力を高めるべく、自転車を利用する機会の多い学生等の世代に向けて注力的に広報啓発を行います。</p>
<p>02 防犯に関する出前講座の実施【市）地域振興部】 レベルアップ</p> <p>安全で安心なまちづくりに関する理解の増進を図るため、以下のとおり出前講座を実施します。また、「高齢者の防犯」に関する講座を新設します。</p> <ul style="list-style-type: none">① 防犯カメラを生かしたまちづくり② 子どもの防犯教室③ 子どもの防犯教室（保護者向け講座）④ インターネット・SNSの脅威⑤ 特殊詐欺の被害に遭わないために⑥ 女性の犯罪被害防止について⑦ 高齢者の防犯（新規）
<p>03 地域単位での犯罪情報等の共有【市）地域振興部】 レベルアップ</p> <p>市内の犯罪発生状況や防犯に関する知識などを地域防犯活動団体に情報提供するほか、札幌市公式ホームページ等に公開し、誰もが最新の情報に接する機会を増やします。</p>
<p>04 SNS等を活用した防犯に関する情報発信【市）地域振興部】 新規</p> <p>札幌市の公式SNSアカウントを活用し、市内の犯罪発生状況について最新の状況を毎月配信します。</p>
<p>05 閨バイトの防止に関する啓発【市）地域振興部】 新規</p> <p>近年、SNSで実行犯を募集する手口による強盗（閨バイト）や特殊詐欺事案が</p>

取組名／取組内容
深刻化していることから、これらの犯罪に加担しない、被害に遭わないとめの啓発を実施します。
06 住まいの防犯対策の啓発【市）地域振興部】 新規
一般の住宅等においても周囲からの見通しを確保し、死角をつくらないように植栽や建物を配置することの必要性や住宅の防犯性能を高めるための防犯機器や防犯部品等について、札幌市公式ホームページ等で情報提供します。
07 防犯教育DVDの貸出【市）地域振興部】
子どもが犯罪被害に遭わないとめの防犯対策や特殊詐欺被害の防止に効果的な対策を紹介する防犯教育DVDを貸し出します。
08 消費者月間街頭啓発【市）市民生活部】
悪質商法及び特殊詐欺に関する情報の提供など、消費者被害の未然防止を目的とした街頭啓発を実施します。
09 動物遺棄・虐待防止の啓発【保）保健所】
動物の遺棄や虐待などの防止のため、ペット等飼育動物の適正飼養について啓発します。
10 不審者情報等の情報共有【子）子ども育成部、子）子育て支援部、教）学校教育部】
不審者等の情報があった場合、児童会館や保育園、学校等の各施設と情報共有を行います。
11 第三者暴力行為防止の啓発【交）高速電車部】
駅や列車内における駅員や乗務員への暴力行為、お客様同士のトラブル防止について啓発を実施します。
12 水道局職員を装った悪質訪問販売等の注意喚起【水）総務部】
水道局職員を装う等の悪質な訪問販売等が発生していることから、悪質訪問販売等に騙されないよう注意喚起を行います。

イ <基本施策2>子どもに関する防犯力の向上 重点テーマ

取組名／取組内容
<p>13 防犯教室等の実施【市）地域振興部、各区市民部】 レベルアップ</p> <p>体験型防犯教室や出前講座を実施し、子どもの防犯力を向上させるとともに、子どもの世代ごとに遭いやすい犯罪被害に合わせて防犯教室の内容を見直します。</p>
<p>14 インターネットトラブル対策の充実【市）地域振興部】 レベルアップ</p> <p>スマートフォン等の普及により、子どものインターネットトラブルが増加していることから、被害の多いインターネットトラブルの情報を適宜提供します。</p>
<p>15 学生の地域のまちづくり参加促進【市）市民自治推進室】</p> <p>学生サークルと連携し、学生に地域参加の機会を提供します。</p>
<p>16 子どもの地域のまちづくり参加促進【市）市民自治推進室】</p> <p>子どものまちづくりへの関心を高めるため、「子どもまちづくり手引書」を市内の希望する小学3年生に配布します。</p>
<p>17 地域安全マップづくりの推進【各区市民部】</p> <p>子どもが犯罪被害に遭う危険性を低くするため、子ども自身の危険予測能力や危機回避能力の向上に役立つ地域安全マップづくりの取組を推進します。</p>
<p>18 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業【教）生涯学習部】</p> <p>市立小学校の全入学児童を対象に防犯ブザーを無償配布します。</p>
<p>19 「命を大切にする指導の充実及び長期休業中における幼児児童生徒の指導について」の通知【教）学校教育部】</p> <p>長期休業中における幼児児童生徒の様々な問題行動や事故の未然防止及びいじめの問題や不登校に対する指導の充実について、長期休業前に全学校へ通知し、幼児児童の安全安心の推進を図ります。</p>
<p>20 子どもたちの安全なインターネット利用のための啓発・札幌市立学校ネットパトロールの実施【教）学校教育部】</p> <p>児童生徒の安全なインターネット等の利用のため、情報モラル教材を作成します。また、定期的なネットパトロールを行うとともに、学校事故に係る緊急検索、学校からの削除依頼対応を行います。</p>
<p>21 安全教育の実施【教）学校教育部】</p> <p>子どもが自ら適切に判断し、主体的に行動できるよう、安全に関する資質・能力を育む実践的・実効的な安全教育及び家庭や地域と連携した危機管理体制の構築、登下校時の安全確保の推進を図ります。</p>

ウ <基本施策3>女性の防犯力向上

取組名／取組内容
22 女性に対する広報啓発の実施【市）地域振興部】 女性が対象となりやすい公然わいせつ、痴漢などの性犯罪やDV、ストーカーなどの被害から身を守るために対処法をまとめた「女性の防犯ハンドブック」を配布します。
23 犯罪防止教育等の実施【市）地域振興部】 若年層の防犯意識を高めるため、高校・大学などに出向いて、犯罪に遭わないための防犯教室を開催します。
24 デートDV防止講座による暴力被害の未然防止の推進【市）男女共同参画室】 交際相手などからの暴力行為の未然防止を目的として講座を実施し、若年層を対象とした学習機会を設けます。
25 ティーンズナビさっぽろによる情報発信【市）男女共同参画室】 「ティーンズナビさっぽろ」において、若年層に向けたデートDVやストーカー等に関する情報提供及び相談窓口の周知を行います。
26 痴漢被害防止のための啓発の実施【交）高速電車部】 北海道警察や地域住民と連携し、地下鉄駅で街頭啓発等やポスターの掲出により啓発を行います。

エ <基本施策4>高齢者等の防犯力向上 重点テーマ

取組名／取組内容
27 特殊詐欺被害防止のための啓発の実施【市）地域振興部】 レベルアップ 特殊詐欺被害や消費者被害に関する情報を、高齢者等が適切に得ることができるように、様々な提供手段を用い注意喚起を行います。なお、高齢者に向けた啓発については、敬老の日に合わせて重点的に実施します。また、特殊詐欺の出前講座について、被害の多い手口に応じた内容に随時更新します。
28 犯罪被害予防のための啓発の実施【市）地域振興部】 レベルアップ 高齢者等が自ら防犯に取り組めるよう、出前講座やホームページ等での情報発信をより理解しやすい内容に見直します。
29 還付金詐欺被害防止のための啓発の実施【保）保険医療部】 札幌市公式ホームページにおいて還付金詐欺被害防止のための啓発を実施します。

(2) 基本方針2

みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる

ア <基本施策1> 地域における防犯活動の促進

取組名／取組内容
<p><u>30 「ながら見守り」活動を推進するための啓発・支援【市）地域振興部】</u> レベ ルアップ</p> <p>通勤や通学、犬の散歩など日常生活の中で防犯の視点を持って地域の見守りを行うことにより、地域の安全を守る活動を行っていただけるよう啓発や用品の支援をします。</p>
<p><u>31 頴彰制度の実施【市）地域振興部】</u></p> <p>多年にわたり、安全で安心なまちづくり活動に尽力してきた方々の功績を称え、社会的評価の向上による活動の活性化を図るとともに、安全で安心なまちづくりに対する市民の理解や地域防犯活動の促進を図るため、地域防犯活動や更生保護活動に貢献した市民、団体及び事業者に対する表彰を実施します。</p>
<p><u>32 町内会が設置する防犯カメラに対する補助【市）地域振興部】</u></p> <p>犯罪の未然防止や事件の早期解決に役立つ防犯カメラの設置促進を図るため、町内会が通学路など地域の公共空間に設置する防犯カメラについて、その設置に係る経費の補助を実施します。</p>
<p><u>33 札幌地区防犯協会連合会への支援【市）地域振興部】</u></p> <p>「安全で安心して暮らせる札幌市」の実現のため、広報啓発や地域パトロール活動、青少年育成活動など様々な活動を展開している札幌地区防犯協会連合会の活動を支援します。</p>
<p><u>34 地域防犯活動への財政的支援【市）市民自治推進室、各区市民部】</u></p> <p>地域の安全で安心なまちづくりを支援するため、「未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業」などにより財政的な支援を行います。</p>
<p><u>35 市民意見反映の仕組みづくり【市）市民自治推進室】</u></p> <p>市民が主役のまちづくりを進めるため、市民意見を市政に反映させる仕組みの確立に向けて検討を進めます。</p>
<p><u>36 地域の交流・連携による防犯力向上支援【各区市民部】</u></p> <p>区役所やまちづくりセンターにおいて、町内会や地域防犯活動団体、学校やPTAなどの様々な団体の交流・連携を促進し、防犯力の向上への支援をするため、防犯上の課題などについて検討・意見交換を行う場を設けます。</p>

取組名／取組内容
37 市民活動サポートセンターの運営【市）市民自治推進室】 研修や講座の開催により市民活動への参加のきっかけを作り、将来のまちづくりの担い手の発掘・育成を図ります。また、施設等を提供し、活発な市民活動ができるような環境を整備します。
38 市民活動プラザ星園の運営【市）市民自治推進室】 市民まちづくり活動団体等に貸事務所や貸会議室を提供することで、市民の自立的・自発的な市民まちづくり活動を促進します。
39 フラッシュライト貸出による放火防止対策の実施【消）予防部】 人感センサー式フラッシュライトを町内会に貸し出すことで、放火防止対策や地域防犯活動を促進します。

イ <基本施策2>協働による連携体制の充実

取組名／取組内容
40 「安全・安心どさんこ運動^{※7}」の普及促進【市）地域振興部】 犯罪の防止のために必要な取組を進めるため、北海道や北海道警察、道内市町村などからなる北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進会議が展開する「安全・安心どさんこ運動」の普及促進を積極的に進めます。
41 安全で安心なまちづくりに関する連携の促進【市）地域振興部】 市民、事業者、市の三者が連携協力した取組を進めるため、犯罪のない安全で安心なまちづくり等協議会を開催します。
42 北海道警察・札幌市行政連絡会議の開催【総）行政部】 北海道警察との連携を図り、諸問題に対する認識と情報の共有を行うため行政連絡会議を開催します。

※7 安全・安心どさんこ運動

人や地域や社会の絆によって、住みよい地域づくりのための様々な活動を促し、社会に広める道民運動

ウ <基本施策3>地域と一緒に見守り

重点テーマ

取組名／取組内容
<u>43 (再掲)「ながら見守り」活動を推進するための啓発・支援【市）地域振興部】</u> レベルアップ <p>通勤や通学、犬の散歩など日常生活の中で防犯の視点を持って地域の見守りを行うことにより、地域の安全を守る活動を行っていただけるよう啓発や用品の支援をします。</p>
<u>44 子ども 110 番の家に取り組む地域への支援【市）地域振興部】</u> <p>子どもが不審者などに遭遇した場合に助けを求めることができるよう、市民や事業者による「子ども 110 番の家」や「子ども 110 番の店」の設置を支援し、通学路などにおける子どもの見守り活動を促進します。</p>
<u>45 公用車における見守り活動の実施【市）地域振興部、子）子ども育成部、各区市民部】</u> <p>人目につきやすく、高い防犯効果が期待できる青色回転灯を装着した公用車による防犯パトロールを実施します。また、不審者への抑止効果を目的とした「子どもを見守るステッカー」を公用車に貼り付け、全庁一体となって子どもの見守り活動を行います。</p>
<u>46 「青少年を見守る店^{※8}」への登録推進活動の実施【子）子ども育成部】</u> <p>子どもを有害環境から守り、健全育成を推進するため、「青少年を見守る店」への登録推進活動を行います。</p>
<u>47 子どもに係る事件調査【子）子ども育成部】</u> <p>小中学生を狙った不審者・変質者等の事件の発生状況について調査を行い、結果を関係機関に通知することで、学校・地域における子どもの安全対策に活用します。</p>
<u>48 中学校区青少年健全育成推進会への支援【子）子ども育成部】</u> <p>青少年の健全育成・非行防止活動の推進を目的として、中学校区青少年健全育成推進会の活動を支援します。</p>
<u>49 札幌市青少年育成委員会への支援【子）子ども育成部】</u> <p>青少年の健全育成を推進している札幌市青少年育成委員会の活動を支援します。</p>

※8 青少年を見守る店

子どもに温かい気持ちと言葉で接するとともに、酒類やたばこ、成人向けの図書等の販売を行わないなど、青少年の健全育成に協力するお店

取組名／取組内容
50 北海道青少年健全育成条例に基づく立入調査【子）子ども育成部】 「青少年の非行・被害防止道民総ぐるみ運動強調月間」及び「子供・若者育成支援推進強調月間」を立入調査強化月間とし、有害環境浄化を効果的に推進するため立入調査を実施します。
51 札幌市オレンジリボン協力員制度【子）児童相談所】 児童虐待の早期発見・早期対応のため、市民や企業等の皆様に地域協力員となつていただき、虐待に係る情報提供のご協力をいただいています。
52 児童虐待への対応【子）児童相談所】 児童相談所や各区家庭児童相談室、小中学校や保育所、幼稚園などの子どもに関係する機関が連携を図り、児童虐待の早期発見・対応に努め、子どもや家庭への指導・援助を進めます。
53 スクールガードの配置【教）学校教育部】 子どもの通学路における安全を図るため、スクールガード及びスクールガードリーダーを配置します。

工 <基本施策4>女性の犯罪被害防止の取組の推進

取組名／取組内容
54 女性の犯罪被害防止に向けた連携【市）地域振興部】 女性の生活、自立、就労等、女性との関わりの多い女性支援団体などと連携し、「女性の防犯ハンドブック」を配布するなど女性の犯罪被害防止に取り組みます。
55 女性のための性暴力相談窓口の設置【市）男女共同参画室】 女性のための性暴力被害相談窓口（性暴力被害者支援センター北海道（S A C R A C H））を北海道と共同で設置し、医療機関と連携した総合的支援を行います。
56 母子保健における児童虐待予防強化事業【子）子ども育成部】 心理職等専門職による支援が必要な妊婦及び親子を早期に把握し、関係機関と連携を図りながら適切な支援を行います。

取組名／取組内容
57 困難を抱える若年女性支援【子）子ども育成部】 暴力被害や性的搾取を含めた身体的・心理的な被害に遭っている又は遭う可能性のある主に10代後半から20代の思春期・若年期の女性を対象とした、アウトリーチ型支援※9等を実施します。

才 <基本施策5>高齢者等が安心して暮らせる取組の推進 **重点テーマ**

取組名／取組内容
58 高齢者等が安心して暮らせる地域づくりの推進【市）地域振興部】 高齢者に接する機会の多い民生委員や介護支援専門員、老人クラブ、町内会などの地域団体に対して、特殊詐欺や消費者被害などの防犯に関する情報を提供し、家庭訪問などの見守りの中で、犯罪などの未然防止や被害の早期発見に努めます。
59 札幌市消費者被害防止ネットワーク【市）市民生活部】 高齢者及び障がい者の消費者被害の未然防止、早期発見や救済を図るため、地域に消費生活推進員を配置し、関係機関と連携しながら相談の受付や啓発を行います。
60 札幌市要介護者等ごみ排出支援事業（さわやか収集）【環）環境事業部】 介護保険サービスや障害福祉サービスを利用し、家庭ごみをごみステーションに排出することが困難な方にごみ排出支援を行います。また、希望者には安否確認のため声掛けを行います。

※9 アウトリーチ型支援

支援が必要であるにもかかわらず支援が行き届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて支援を行うこと。

(3) 基本方針3

犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める

ア <基本施策1>市民自らが行う環境整備の促進

取組名／取組内容
61 (再掲) 町内会が設置する防犯カメラに対する補助【市）地域振興部】 防犯犯罪の未然防止や事件の早期解決に役立つ防犯カメラの設置促進を図るため、町内会が通学路など地域の公共空間に設置する防犯カメラについて、その設置に係る経費の補助を実施します。
62 防犯カメラの適正な設置運用の促進【市）地域振興部】 事業者等による防犯カメラの設置運用の適正化を図るため、「札幌市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」の普及に努めます。
63 (再掲) 住まいの防犯対策の啓発【市）地域振興部】 新規 一般の住宅等においても周囲からの見通しを確保し、死角をつくらないように植栽や建物を配置することの必要性や住宅の防犯性能を高めるための防犯機器や防犯部品等について、札幌市公式ホームページ等で情報提供します。
64 さっぽろコミュニティ型建設業推進協議会への参画【経）産業振興部】 住まいの暮らしに係る困りごとや防犯設備について相談に応じる「さっぽろコミュニティ型建設業協議会」に参画し、事業の広報を行います。
65 札幌市商店街地域力向上支援事業（SDGs型）【経）産業振興部】 SDGs（持続可能な開発目標）の実現に寄与する商店街の主体的な地域課題解決のための取組に対する支援を行います。
66 私設街路灯設置等に対する補助【建）土木部】 夜間通行の安全確保のため、町内会や商店街組合等が設置し維持管理する街路灯について、設置費や維持費を助成します。
67 地域の環境美化に対する支援【建）みどりの推進部、各区市民部及び土木部】 清掃や花壇の整備などの環境美化は、地域における防犯力の向上に寄与することから環境美化を支援します。
68 不適正管理空き家に関する相談体制の整備【都）建築指導部】 犯罪抑止の観点からも不適正管理空き家についての相談を受けるとともに、関係部局などとの連携を図りながら、所有者に対し適切な維持管理を求めます。

イ <基本施策2> 犯罪の防止に配慮した公共施設の整備等

取組名／取組内容
69 障害児通所事業所等性被害防止対策設備等補助金【保）障がい保健福祉部】 障害児入所施設等を利用する児童の性被害を防止するため、施設に対してプライバシー保護のための設備等の設置費用を補助します。
70 公共空間の安全性の確保・維持【環）環境事業部、建）土木部】 道路や公園、駐輪場などの公共空間の安全性を高めるため、街路灯の更新や周囲からの見通し確保など防犯の観点に配慮した公園や駐輪場の整備を進めます。また、犯罪を誘発する機会を減少させるため、公共空間におけるごみのポイ捨てや放置自転車などの防止を図ります。
71 地下鉄駅等の安全対策【交）高速電車部】 子供や女性が安全に安心して地下鉄を利用できるようにするために、駅構内の環境保持や女性と子どもの安心車両などの取組を行います。
72 こども 110 番の駅の取組【交）高速電車部】 「こども 110 番の駅」のステッカーを見て、子どもが助けを求めてきた場合に子どもを保護し、子どもに代わって 110 番通報を行うなどの取組を実施します。
73 地下鉄車内防犯カメラの設置【交）高速電車部】 新規 車内での犯罪や迷惑行為、マナー違反を未然に防止するため、車内に防犯カメラを設置します。
74 安全・安心な学校施設等の整備【教）生涯学習部】 学校施設などの整備に当たっては、不審者の侵入対策など防犯上の措置を講ずるほか、屋外各部及び建物内などは周囲からの見通しを良くして防犯性を高めるなど、安全で安心な学校づくりに努めます。

ウ <基本施策3> 歓楽街等を対象とした環境改善

取組名／取組内容
75 迷惑行為の防止【市）地域振興部】 レベルアップ 「札幌市公衆に著しく迷惑をかける風俗営業等に係る勧誘行為等の防止に関する条例（ススキノ条例）」及び「札幌市客引き行為等の防止に関する条例」により、歓楽街特有の迷惑行為を禁止します。
76 関係機関や地元関係者との連携【市）地域振興部、中）市民部】 都心部を安全で安心な魅力あるまちとするため、関係機関や地元関係者などと一緒にとなって啓発などに取り組みます。

取組名／取組内容
77 ススキノ地区雑居ビル等安全安心対策連絡協議会【消】予防部】 関係機関が相互に連携を図り、風俗店等の情報共有を図るほか、合同で立入検査を行います。

工 <基本施策4>暴力団等の排除

取組名／取組内容
78 市の事務事業及び公の施設からの暴力団等の排除の推進【市）地域振興部】 市の事務事業が暴力団に利益を与えることのないよう、また、公の施設が暴力団の活動に利用されることのないよう、北海道警察と連携し暴力団等に該当するかの確認や暴力団等であった場合の排除など必要な措置を講じます。
79 暴力団排除に関する排除活動への支援【市）地域振興部】 市民や事業者が、暴力団の排除に関する活動に自主的、かつ、相互に連携協力して取り組むことができるよう、市民や事業者に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行います。
80 札幌地区暴力追放センター協議会への支援【市）地域振興部】 あらゆる暴力を追放して明るく平和な札幌市をつくることを目的として活動する札幌地区暴力追放センター協議会の活動を支援します。
81 市営住宅への暴力団員の入居制限【都）市街地整備部】 北海道警察と連携して市営住宅への暴力団員の入居を制限します。

(4) 基本方針4

犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援する

ア <基本施策1> 犯罪被害者等に関する情報発信・広報啓発

取組名／取組内容
<p><u>82 市民理解の促進に向けた情報発信・広報啓発【市）地域振興部】</u> レベルアップ</p> <p>ブ</p> <p>犯罪等により、犯罪被害者等が陥る状況や二次被害などについて、市民が正しい理解と知識を持ち、社会全体で犯罪被害者等を支えていく機運が高まるよう広報啓発を行います。</p>
<p><u>83 事業者の理解促進に向けた情報発信・広報啓発【市）地域振興部】</u> 新規</p> <p>犯罪等により、犯罪被害者等が陥る状況や二次被害などについて、事業者とその従業者が正しい理解と知識を持ち、社会全体で犯罪被害者等を支えていく機運が高まるよう広報啓発を行います。</p>
<p><u>84 犯罪被害者等の支援に関する職員研修の実施【市）地域振興部】</u></p> <p>犯罪被害者等の現状を理解し、窓口対応などにおける二次被害の発生を防ぐため、犯罪等に遭い苦しんでいる方や犯罪被害者等への支援に取り組まれている方を講師とする職員研修を実施します。</p>

イ <基本施策2> 総合的対応窓口等における対応

取組名／取組内容
<p><u>85 総合的対応窓口における対応【市）地域振興部】</u></p> <p>犯罪被害者等は、犯罪等に遭わなければ経験しないような様々な対応や手続きが必要となることから、犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるよう相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。</p>
<p><u>86 住民基本台帳の閲覧制限等【デ）スマートシティ推進部】</u></p> <p>DVやストーカー行為等の被害者を保護するため、住民基本台帳の証明発行や閲覧を制限します。</p>
<p><u>87 市税各種証明書の発行制限【財）税政部】</u></p> <p>DVやストーカー行為等の被害者を保護するため、市税各種証明書の発行を制限します。</p>

取組名／取組内容
88 (再掲) 女性のための性暴力相談窓口の設置【市】男女共同参画室】 女性のための性暴力被害相談窓口（性暴力被害者支援センター北海道（S A C R A C H））を北海道と共同で設置し、医療機関と連携した総合的支援を行います。
89 DV被害者及び犯罪被害者等に係る市営住宅の優先入居【都】市街地整備部】 DV被害者のうち、一定の要件に該当する場合は抽選倍率を優遇します。
90 DV被害者及び犯罪被害者等に係る市営住宅の一時使用【都】市街地整備部】 DV被害者のうち、一定の要件に該当する場合は市営住宅の一時使用を許可します。
91 選挙人名簿抄本の閲覧制限【選】選挙管理委員会事務局】 DVやストーカー行為等の被害者を保護するため、選挙人名簿抄本の閲覧を制限します。

ウ <基本施策3> 犯罪被害者等に対する支援金・助成金の支給による支援

取組名／取組内容
92 犯罪被害者等に対する支援金・助成金の支給による支援【市】地域振興部】
レベルアップ 犯罪被害者等は、犯罪等の被害が原因で、離職等による収入の途絶や、自宅の転居、家事関連等の日常生活に生じる支障を補うための負担を余儀なくされ、経済的に困窮することが少なくないことから、各種支援金の支給や住居・家事関連の費用の助成など必要な支援を実施します。

エ <基本施策4> 犯罪被害者等の精神的な被害の回復に向けた支援

取組名／取組内容
93 犯罪被害者等の精神的な被害の回復に向けた支援【市】地域振興部】
犯罪被害者等は、犯罪等により、直接的又は間接的に精神的被害を受けることから、このような精神的被害からの回復が図られるよう、医療費の助成など必要な支援を実施します。

第5章 計画の推進

「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会」において、第3章－4に示す指標や取組の実施状況を確認しながら、計画の評価や進捗管理を行っていきます。

庁内においても、防犯に関連する施策の担当局等で構成する「犯罪のない安全で安心なまちづくり等庁内推進会議」による組織横断的な計画推進に取り組んでいきます。

札幌市

組織横断的な計画の推進

- ・ 関連部局による事業の実施
- ・ 「犯罪のない安全で安心なまちづくり等庁内推進会議」による関連部局間の情報共有及び連携
- ・ 成果指標の動向把握及び達成目標の進捗管理

社会情勢等に応じた計画の見直し

- ・ 犯罪の発生状況や市民意識の変化等に応じた計画の見直しを必要に応じて検討

意見・評価

報告

連携

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会

関係機関・団体

- ・ 北海道警察
- ・ 地域防犯関係団体
- ・ 犯罪被害者等支援団体 など